

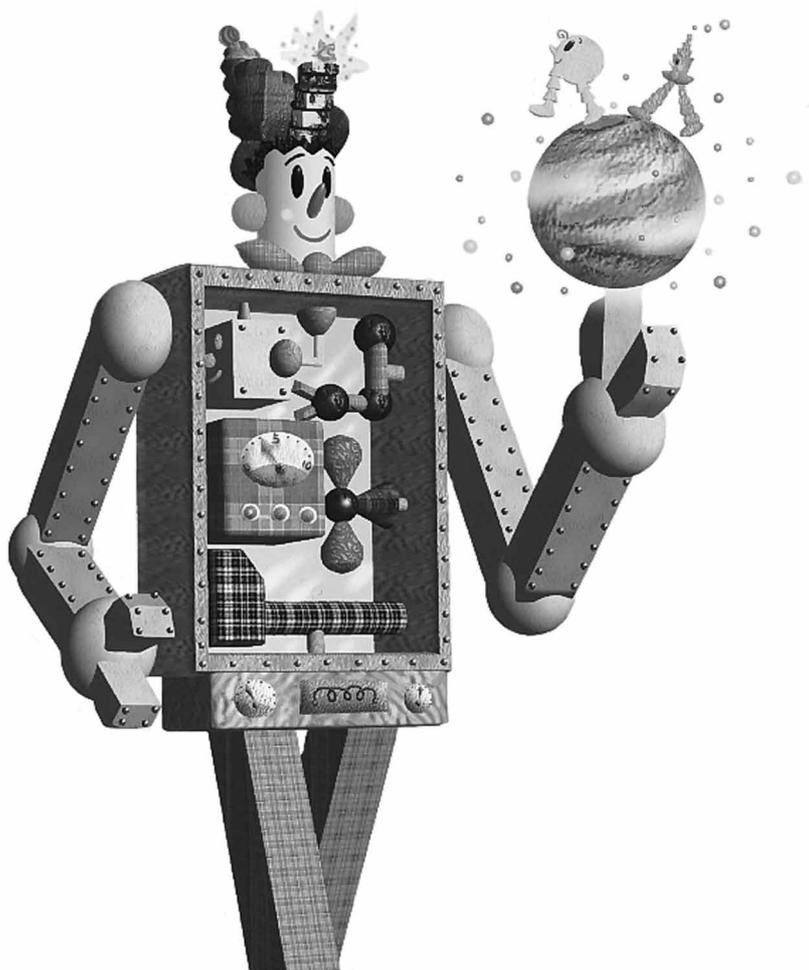
世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1998 December

12



今月の特集

- 欧州通貨統合の電気通信ビジネスへの影響 3
 1998年5月のEU参加国特別首脳会議の決定により、当初11カ国の参加により通貨統合が正式に実施されることとなった。2002年にはユーロ紙幣や硬貨が登場することとなり、欧州統合が具体的に庶民の目に見えるようになる。このような状況下、1998年から名実ともに完全自由化されたEU域の通信ビジネスが、通貨統合によりどのような影響を受けうるのか、考察してみることにしたい。
- 中近東諸国の最新の電気通信事情（第2回）..... 10
 中近東諸国16カ国の最新の電気通信事情を紹介する。第2回目は、アフガニスタン、パレスチナ暫定自治、ヨルダン、U.A.E、レバノン、イエメン。

各国のテレコム情報

《米国》

- FCC、GTEのADSLサービスを認可。Equal Compensation問題の決着も間近か 24
 GTE Corporationは、Special Accessの一種としてADSLのサービス料をFCCに申請していたが1998年10月30日認可を取得。FCCは、所謂Equal Compensation問題についても近く判断を示すとした。
- AT&T、GSMローミング端末投入へ 27
 AT&T CorporationのArmstrong社長は1998年11月5日、Ericsson（スウェーデン）及びNokia（ノルウェー）との間で、米国のアナログ・デジタル標準とGSMに対応するマルチモード端末（「Worldphone」）のマーケティングに合意と発表。
- GTE、ローカル事業の一部を売却へ 28
 GTE Corporationは1998年11月5日、戦略的事業再構成の一環としてローカル事業の一部（7%）を売却又は交換するオファーを発表。約200社が興味を表明。

《カナダ》

- カナダ国際通信市場の自由化 32
 CRTCは国際通信サービス市場の自由化を決定。テレグローブによる国際通信市場独占が終結し、国際トラフィックのルーティング規制も撤廃された。
- TelusとBC Telが合併 35
 TelusとBC Telが合併することを発表した。ステントール企業同士の合併は初めて。

《ドイツ》

- 独マンネスマン、新キャリア連合の結成に向け始動 37
 ドイツテレコムに対抗する最大勢力マンネスマン・グループは、伊オリベッティとの共同出資により、新会社「マンネスマン・ユーロ・マップ（Mannesmann euro.map）」を設立することを明らかにした。新会社の設立により、グローバルワン、AT&T-BT連合に対抗し得る勢力の結成を目指す。

《フランス》

- フランステレコムの最近の動向 41
 昨年10月に続く第二次株式放出を実施。売却益によりかねてから計画していたドイツテレコムとの相互株式持ち合いをついに実現。

《ポーランド》

- ポーランド政府、TPSA社の株式を15%放出 46
 民営化に着手し、通信インフラの整備や通信事業の改革に取り組むポーランドの現状を紹介し、将来を展望する。

《フィリピン》

- PLDTの経営権をインドネシア系香港企業のFirst Pacific社が掌握 48
 フィリピン最大の電気通信事業者であるPLDT（Philippine Long Distance Telephone Company）の経営権を1998年11月24日、First Pacific社が掌握した。今後、業界再編が外資主導で進む可能性もある。
- PLDTの接続料問題で事業者が規制機関に圧力 51
 フィリピン最大の通信事業者であるPLDTの経営権を巡って騒がしい動き（インドネシアのSalimグループの在港持株会社First Pacific社による経営権掌握に足る株式取得の動き）があるなか、数多くの事業者が存在するフィリピンにおいては、接続料の円滑な合意が通信の発展に欠かせない。接続料問題の今後が注目される。



今月の特集

欧州通貨統合の電気通信ビジネスへの影響

河村 公一郎

1998年5月のEU参加国特別首脳会議の決定により、当初11カ国の参加により通貨統合が正式に実施されることとなった。2002年にはユーロ紙幣や硬貨が登場することとなり、欧州統合が具体的に庶民の目に見えるようになる。このような状況下、1998年から名実ともに完全自由化されたEU域の通信ビジネスが、通貨統合によりどのような影響を受けうるのか、考察してみることにしたい。

1. はじめに

欧州は先の第二次世界大戦のみならず、それ以前においても幾多の大陸規模の戦禍に見舞われた。日本人にはなかなか感覚としてわかり難いが、異なる言語を持つ複数民族が地続きで生活しているからであろう。

このような不要とも思える不幸を半永久的に回避するため、そして欧州の繁栄を将来に渡って確固たるものとし、米国その他の大国家の国際的発言力に拮抗していくため、欧州統合は戦後その歩みを始めた。^(注1)

今回実施が確定された通貨統合は、財布の中身という庶民的、草の根的レベルにおいて欧州統合を実感させるものであり、欧州史上の一大エポックと考えられる。

2. 通貨統合の内容

第二次世界大戦前のブロック経済（宗主国と旧植民地の垂直的統合）と本質的に異なる「先進国同士の水平統合」たる欧州統合においては、参加国の経済レベルが

(注1)

欧州統合の略歴については付表を参照。なお、昨今の「地域統合」は、戦前のブロック経済のような「地域主義」が内向的なものであるのに対し、高次元の統合に向けた外向的なものと言えよう。



KDD RESEARCH



極端に乖離していないとしても、通貨統合を実現する場合、新貨幣（ユーロ）の対外的価値を誇るためには、参加国の経済力レベルを可能な限り最強国のそれに収斂させるのが望ましい。

しかしながら、経済レベルの異なる北部イタリアと南部イタリアが同一リラ圏内に許容されているがごとく、EU全域において実質的経済レベル（例：一人当たりGDP、GDPの歴史的ストック、失業率）を収斂させることまでが目されたわけではない。この目標は実際問題として達成不可能であろうし、努力しても無駄に終わると考えられる。

EUにおいては統合するとの政治的意思（条約）により、基本的には「貨幣価値の維持」「国家の放漫経営の否定」といったものに主眼を置いたいくつかのマクロ経済数値（表1参照）の収斂が目標とされ、欧州委員会および欧州中央銀行の前身である欧州通貨機関（EMI）による判定結果（1998年3月）を踏まえて、1998年5月の特別首脳会議において11カ国の参加、1999年1月1日に用いられる各国通貨間固定相場（表2参照）等が決定されるに至った。

表1 通貨統合参加基準

	内容	備考
物価	消費者物価上昇率が低い13カ国の平均を1.5%以上上回らない	1997年実績にて判定
金利	長期国債金利が上記3カ国よりも2.0%以上上回らない	同上
財政赤字(フロー)	GDPの3%以内	同上
公的債務(ストック)	GDPの60%以内	同上
為替	過去2年間、欧州為替相場メカニズムの通常変動幅内で取引され、切り下げがない	

(表注) 物価の安定 = 安易な金融緩和の否定、コスト意識の醸成、生活の安定
 長期金利の物価安定国のそれへの収斂 = 物価安定の金利面からの補完、安定的設備投資
 公的借金の削減 = 効率的な財政発動、安易な増税の否定、国家威信の確保
 為替の収斂 = 自明

表2 1ドイツマルクに対する各国通貨の決定固定相場

通貨名	相場	通貨名	相場
フランスフラン	3.35386	スペインペセタ	85.0722
オランダギルダー	1.12674	ポルトガルエスクード	102.505
ベルギーフラン	20.6255	オーストリアシリング	7.03552
ルクセンブルクフラン	20.6255	フィンランドマルカ	3.04001
イタリアリラ	990.002	アイルランドポンド	0.402676

(表注) 欧州為替相場メカニズム（ERM）の中心相場を軸に決定。ECUを引き継ぐユーロの登場と上記値を用いた参加国通貨とユーロ間の固定レート開始は1999年1月1日であるが、1998年5月の段階で各国通貨間固定相場を前出し決定したのは、金融・為替市場に対する意思表示、産業界に対する配慮であろう。





さて、今後の通貨統合に関わるおおまかな日程は以下のとおりである。

- ・1998年末まで 欧州中央銀行（ECB）の金融政策の枠組み決定
- ・1999年1月1日 通貨統合開始（為替相場の固定、金融・資本取引などでユーロが登場）
- ・2002年1月1日 ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
- ・2002年7月1日 ユーロ通貨の100%流通、各国旧通貨の100%回収

3. 電気通信への影響

（1）一國通信事業者の域内地域キャリア化 / 汎欧州エンドエンド展開の加速

通貨統合がなくても、市場統合と電気通信分野の自由化があれば、このことは進展するのであるが、通貨統合によってなお一層、これまでの一国内の旧来の支配的キャリアもEU域内にあっては、「（ちょうど米国のBOCのように）地盤を持つ地域キャリアに過ぎず」との性格を強めることとなる。

従って、外資系も含め、新旧キャリアは合従連衡あるいは独自展開により、欧州横断的な自己プレゼンスを一段と拡大し、汎欧州エンドエンド展開を推し進めていくと考えられる。

（2）国際通信における方向別価格差の縮小

上記（1）に述べたようにキャリアが汎欧州的に独自でエンドエンド展開する場が増えてくることに加え、通貨統合により、国際間の発着通信の方向別料金格差が一目瞭然となることから、早ければ固定相場制に移行する1999年にもバイラテラル系を含めて方向別格差縮小化のインセンティブ、或いは圧力がかけられる可能性がある^(注2)。

以下では、域内方向別格差を「完全」解消する必要があるのかは別問題とし、完全解消のためには仮にどんな方策があるのかと問われた場合、キャリアにとっていかなる選択肢があるかについて考察してみた。

（注2）

電話に代表される公衆交換型の国際通信料金は、通信需要元である発信ユーザーの側のキャリアが、それぞれの経営、競争環境のなかで独自に相手国側部分も含めたエンドエンドの通信料金を決めているのが現状である。このため、国際通信料金に方向別格差が生まれる。エンドエンドで同じ設備を利用する通信に発着方向別格差が存在する点には不自然さがあるが、これまで為替変動があるが故に、方向別格差の存在が寛容されている面があったとも言える。



KDD RESEARCH



(a) 料金の共同設定

発着双方のキャリアに非常に強固な関係があれば、料金建てやサービス建てを足並み揃えて実施する方法が考えられる。ただし、相互に相手の動きに合わせなければならぬため、競合相手に対する機動性には欠けるものと思われる。

機動性を重視するならば、次の(b)に示す方法も考えられる。

(b) 自社設備部分のみを対象とした料金建て

現在の電話に代表される公衆型の国際通信料金は、一般的に発信キャリアによるエンドエンド料金建てとなっているが、ちょうど国際専用回線サービスのように、A国側部分はAキャリアが、B国側部分はBキャリアが料金設定し、両者を合計して通信需要元の発信国ユーザーに見せ、請求するという方式が考えられる。この方式であれば、競争の激化で一方のキャリアが自国において断続的な値下げを行ったとしても、方向別格差が生じることはない。

自社設備のみを料金建ての対象にすることは、むしろより自然、合理的なようにも思えるが、この方法は、上記(a)と同様、発着双方のキャリアが別法人であるものの、アライアンス関係もしくは資本関係による強固な結び付きを持つ場合に考えうる。

強固な関係があれば、料金構造やサービス構造も両キャリアにおいて同様とすることが可能であり、発信国ユーザーの混乱、発信国キャリアの課金・請求システムの複雑化も回避でき、競合事業者に対する協調的料金値下げ等も講じうると考えられる。ただし、料金改定等の際には、遅滞なく相手キャリアに通知しておくことが必要である。

(c) エンドエンドの単一事業体による提供

エンドエンドを単一事業者で提供する場合、これは一国内に終始する通信と同じことであり、方向別格差はもとより生まれぬ。現実的にはこの方式が可能性としては一番高いという感じがする。単一事業体を形成する方法としては以下が考えられる。

あるいは独仏テレコム動きがその萌芽であるのかもしれない、旧来的な事業者同士の合併、もしくは買収

この場合では、加入者線まで統合されているため、形態としては完全である。





ただし、独占領域といった汎欧州からすれば部分的な出来事にとどまる嫌いがある。

米国等の非欧州資本にも見られる単一事業体での汎欧州エンドエンド展開

国境をまたがるバックボーンの部分は問題ないとしても、エンド部分で他事業者を利用する場合が出てこよう。しかし、エンド部分については事業者同士の相互接続料の問題であり、ユーザーへの料金の見せ方として方向別格差の解消は可能と考えられる。

旧来的な事業者同士が合併して単一事業体規模を大きくしたうえで汎欧州エンドエンド展開

米国のRBOCsの動き等を参考にしてみても、十分ありえる形態ではないかと思われる。^(注3)

(3) 国際間の事業者間計算料金のコストベース化

上記のように通信料金の方向別格差が縮小・解消に向かう場合、計算料金の額はよりコストベースの方向に低下していくものと考えられる。なぜなら、通信が自由化されたEU域（開発途上国を含まない）における「考え方や制度の整理」と相俟った「国際間のコスト構造のあぶり出し」なしに、双方キャリアの収納料金レベルの収斂（より効率的なキャリアの方への収斂）は難しいと考えられるためである。国際間のコスト構造の透明化は、計算料金のコストベース化に結び付く。^(注4)

なお、仮に上記(2)の(b)の自社設備のみを対象とした料金建ての場合を想定するならば、精算料金=相手キャリアの収納料金となり、(c)のように両国間の通信が単一事業体によって行われる形態を想定するならば、精算料金なるもの自体がなくなると考えられる。

また、欧州でこのような流れが動き出した場合、その影響を受けて計算料金低下の動きが世界的に一段進むことも考えられる。

加えて、EU域内の事業者間精算については、現在のようにSDR（IMFからの特別引き出し権）を介することなく、直接的にユーロが用いられる可能性がある。

(4) 欧州外の通信業界への影響

(a) 中東欧やバルト3国のキャリアへの影響

(注3)

例えば、1997年4月に米国西海岸部のPacific Telesisを吸収合併したSBC Communicationsは、1998年5月11日、米国北東部のAmeritechを買収すると発表した。また、これら地盤地域（13州）以外にも、ニューヨーク、アトランタといった全米主要29都市にも進出し、地域通信網を構築するとしている。

(注4)

1974年までのITU電信電話規則では、電気通信事業の世界的な公営独占的環境を反映し、計算料金（Accounting Rate）という合意額を双方の自国通貨に換算した価額を発信ユーザーからの収納料金とする形態であった。これが収納料金主導に流れが変わり、1975年以降のITU電信電話規則では、収納料金が計算料金から切り離され、計算料金は発信超過となった場合に発信側事業者が着信側事業者に補償を行う際の「精算料金」の性格を有して現在に至っている。このため、一般的に計算料金は、競争環境の影響を直接受けるためコスト把握に基づくこととなる収納料金に比べて、コスト離れ、机上化、硬直化する傾向を持つ。



KDD RESEARCH



これらの地域は早晩、欧州連合に組み込まれることになると思われ、通貨統合への参加となった場合は、上述と同様の影響が考えられる。なお、通貨統合への参加は、ユーロの価値、信用度を米ドル等に対して低下させないよう、経済のファンダメンタルズが一定レベルまで充実した時点であるということになるので、早期の参加は考えにくい。

(b) トルコやアフリカ諸国のキャリアへの影響

EUへの加盟を希望しているトルコや自国通貨を旧宗主国通貨と連動させている一部のアフリカ諸国は、ユーロ圏としての性格を一層強めていくと考えられる。そして、仮にEUとこれら諸国との経済の相互関係が十二分に強まったためにユーロとの固定相場制に移り、これら諸国の通信も完全に自由化された場合を想像するならば、上記の(1)や(2)に類する電気通信への影響が出てくるものと考えられるが、為替変動が存在する以上は、影響は出てこないと思われる。

(c) 上記 a b 地域を含む一般的諸外国の電気通信への影響

通貨統合により、今後欧州の電気通信業界はドラスチックな変貌を遂げ、世界のテレコム業界にかなりのインパクトを与える可能性を否定できない。例えば、前述のごとく、事業者間計算料金の引き下げを加速させる可能性がある。

4. おわりに

通貨統合という経済統合の総仕上げの決定により、今後の欧州は「政治統合」への道程を運命づけられたと言える。なぜなら、政経はやはり不可分だからである。また、ユーロをドルに拮抗する基軸通貨にするには経済だけでは力不足であり、政治や安全保障面での存在感の強化がものを言う。よって、欧州委員会、欧州中央銀行、欧州議会、欧州裁判所といったEU機関の重みは今後一層増すだろう。

欧州統合についてはこれまで懐疑的な論調も多々あったが、長い年月、紆余曲折を経ながらもここまで到達した。考えてみれば、欧州統合は「国家論の史実的実験」であるとも言えよう。

従って、この地域の今後の動きは21世紀の世界において大いに注目される筈であり、欧州以外の地域統合、例えば、米州全体を視野に入れた北米自由貿易協定





(NAFTA)、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、独立国家共同体 (CIS) など、EUの展開から諸々の影響を受けるものと想像される。

なお、最後にEUには次のような継続的課題があることも付記しておきたい。すなわち、ヨーロッパと非ヨーロッパの区分けである。端的には、正式加盟を希望するトルコなどの感覚的には非ヨーロッパ世界に属する国の加盟問題に際して、常にこれを自問自答しなければならないのである。欧州統合を目指したが故にこの自縛的な課題を背負うことになったと言えなくもないが、ヨーロッパの殻を打ち破ってこの相克を止揚し得た時に、さらなる世界史的発展があるかもしれない。

【参考文献】

- 郵政省郵政研究所月報 (1994.3、1994.9)
- 日本経済新聞 (98/2/28、98/3/26、98/5/2、98/5/13)
- 読売新聞 (98/12/2)

付表：欧州統合の歩み

年月日	出来事
1951年4月	欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 設立条約調印
57年3月	欧州経済共同体 (EEC) 設立条約 (ローマ) 条約調印
67年7月	EECとECSC、欧州原子力共同体を統合した欧州共同体 (EC) 発足。フランス、西独、イタリア、ベネルクス3国の6カ国でスタート
70年10月	ウェルナー報告。通貨統合に向け三段階の道筋を具体提案
73年1月	英国、アイルランド、デンマークが加盟
79年3月	欧州通貨制度の為替相場メカニズム (ERM) 創設
81年1月	ギリシャが加盟
86年1月	スペイン、ポルトガルが加盟
90年7月	経済通貨同盟 (EMU) 第一段階開始。市場統合の確立、政策協調具体化
92年2月	欧州連合 (EU) を設立する欧州連合条約 (マーストリヒト条約) 調印
93年1月	欧州単一市場スタート
93年11月	マーストリヒト条約発効、EUが正式発足。
94年1月	EMU第二段階。欧州通貨機関 (EMI) 設立
95年1月	スウェーデン、フィンランド、オーストリア加盟。
95年12月	単一通貨の名称をユーロに決定
97年6月	EUの東方拡大に向けマーストリヒト条約を改定するアムステルダム条約調印
98年3月	ポーランド、ハンガリー、スロベニアなど6カ国との新規加盟交渉開始
98年5月	EU特別首脳会議にて通貨統合参加11カ国を正式決定
98年6月	欧州中央銀行 (ECB) が発足

(出典：日本経済新聞、読売新聞)



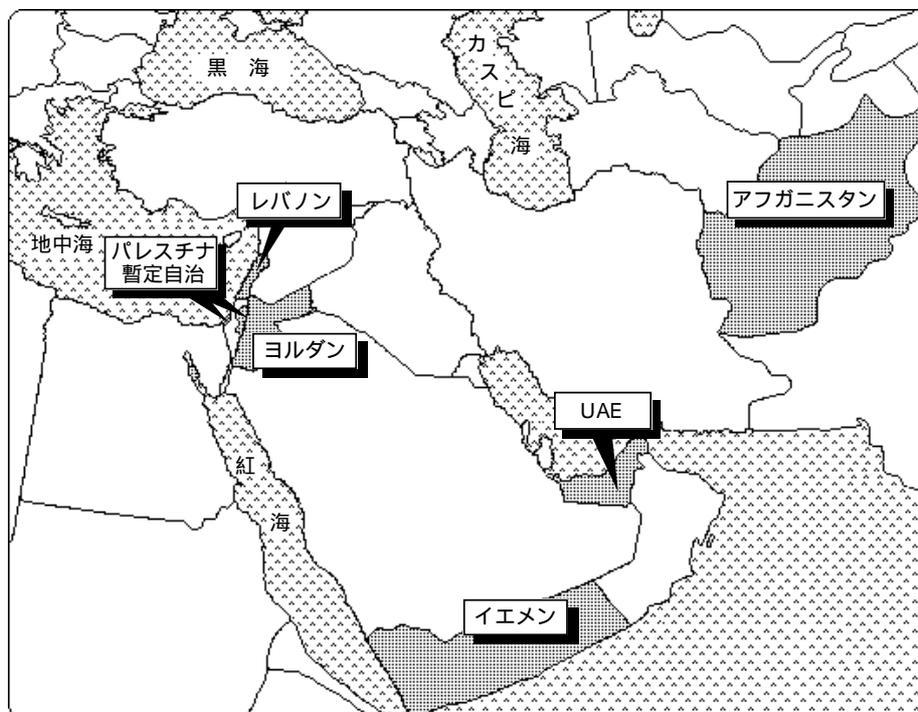
KDD RESEARCH



中近東諸国の最新の電気通信事情 (第2回)

中野 英一

中近東諸国16カ国の最新の電気通信事情を紹介する。第2回目は、アフガニスタン、パレスチナ暫定自治、ヨルダン、U.A.E.、レバノン、イエメン。



KDD RESEARCH



6. アフガニスタン・イスラム国

通信事業者

通信省

民営化、自由化

国内のインフラ整備がまず先決であるが、全世界的な民営化、自由化の傾向をうけて、政府は検討を行なっているといわれる。

通信後進国

電気通信の発展は、世界でもワーストクラスである。

通信発展への障害としては、

- ・地理的問題

山脈、高地、砂漠、峡谷などの地理的条件

- ・民族問題

民族の博物館と言われている程、多種多様な民族で構成されている。

- ・政治・経済問題

旧ソ連の侵攻から、最近のタリバンによるイラン外交官殺害事件など多数かつ複雑な政治問題と、政治的不安定からくる経済困窮状態があげられるが、特に政治的不安定は、電気通信後進国である最大の原因である。

通信省のプロフィール

カブール周辺で29,000回線が敷設されているが、うち60%しか実際に稼働はしていない模様。現在積滞数は、10万人と言われている。

国内ネットワーク

- ・旧ソ連侵攻前は、高周波数の無線回線により通信が行なわれていた。しかし、多くが破壊され、現在もネットワークの維持、改修が困難な状況は続いている。
- ・カブールでは、鉛被ケーブルと多装ケーブル（armored cable）といったケーブルが使用されていたが、最近ようやく絶縁のプラスチックケーブルが使われ始めた。また、デジタルのテレックス交換機を含む6つの自動交換機が設置されている。



KDD RESEARCH



国際ネットワーク

- ・1958年に通信省に国際通信部門が設立された。国際通信は短波により疎通されていたが、テヘラン、カラチへは、有線で接続されていた。
- ・1980年に、インタースプートニクの地球局がカブールに完成し、電話、テレビなどの国際通信に発展をもたらした。直通回線もCIS、インド、パリ、ロンドンなどに接続された。しかし、政情不安によりその後大きな進展は見られていない。

今後の計画

- ・国内マイクロ波の建設が予定されている。また、カブールでは2つの新しい交換機（全容量7,000回線）の設置計画がある。また、自動交換機をその他の地域に設置する計画もある。
- ・インテルサット地球局の調達、設置も予定されている。アフガニスタンは、インテルサット発足当初からの加盟国であったにもかかわらず、財政不足のため、地球局の設置が行なわれていなかった。
- ・最近になって、米国通信会社がネットワーク事業を開始するというニュースが報じられた。それによると、米国の通信会社Telephone System International (TSI) は、現在アフガニスタンをほぼ制圧しているイスラム原理主義勢力タリバンとの間で、約300億円以上の通信ネットワーク事業で合意、調印したという。

7. パレスチナ暫定自治

通信事業体

PALTEL

イスラエルの関与

- ・ガザ地区及びヨルダン川西岸は、1967年の第3次中東戦争によりイスラエルが占領することになり、この地域の電気通信ネットワークはイスラエルのBezeqにより構築された。
- ・1993年9月、パレスチナ解放機構とイスラエルは暫定自治に関して合意を行な



KDD RESEARCH



い、翌年パレスチナ暫定自治が開始された。しかし、電気通信においては、

- パレスチナ暫定自治政府の国際トラフィックの疎通は、Bezeqの国際交換機を経由して行なわれていること
- 地理的なつながりのないガザ地区とヨルダン川西岸との間の長距離通信はもちろんのこと、同じヨルダン川西岸地域のベツレヘムとラマラ間の長距離通信も（一旦国外へ出る形で）Bezeqの交換機を経由していること（1997年の情報）
- GSMやWLLに用いるための周波数の認可にイスラエル政府が関与していること
- ITUで割り当てられた国番号970及びパレスチナ地区のエリアコード059も未だに実現されていないこと^(注1)
- 1997年末時点の情報であるが、請求書もBezeqが発行していること

などから、パレスチナ暫定自治政府の電気通信インフラには、イスラエルが大きく関与しており、イスラエルのネットワークからの分離がPALTELにとっての大きな目標ともいえる。^(注2)

民営化

PALTELの株主として、パレスチナ開発投資会社（PADICO）19.44%、アラブ銀行約8%などの他、多数の個人株主が存在する。

自由化・市場開放

ISPは数社存在する。固定電話は、現在PALTELの独占であるが、イスラエルの政策の影響を受けることもあり、1999年1月のイスラエル市場開放は、パレスチナにも少なからず影響を及ぼすと見られる。

PALTELのプロフィール

(1) 加入者回線数

10万回線程度

(2) GSM

GSM導入を積極的に進めていたPALTELは、7月にエリクソンとの間でネットワーク構築契約を締結したことから、ようやく携帯電話サービス開始の目処がたった。

(注1)

日本からガザへの国際通話「001-972-7-xxxx」というように、イスラエルの国番号「972」及びガザ地区に隣接するイスラエルの都市アシケロンなどのエリアコード「7」をダイヤルする。

(注2)

両国間の交渉は、強硬派といわれるネタニヤフ政権発足後停滞気味であり、こうしたことが独自の電気通信インフラの構築に影響を与えている。10月に入り、クリントン米国大統領の仲介にてイスラエル軍の追加撤退が決まり、さらにガザと西岸地区の自由通行安全通路創設などが合意された。こうしたことは、パレスチナ暫定自治の経済活性化につながっていくとみられ、これらが間接的に通信インフラの整備に促していくことを期待したい。



KDD RESEARCH



PALTELは、現在イスラエルのGSMを使用しているパレスチナ人加入者に対して、サービス開始時のPALTELへの変更をよびかけている。

(3) データ通信

現在は提供していないが、国内専用線の提供を検討している。

ネットワーク計画

- ・ 1999年までに25万回線を敷設する計画
- ・ SDH技術を採用したファイバーバックボーンの敷設
- ・ GSMの開始、公衆電話の設置、ビリングシステムの構築

インターネット

ISP数社が、E-mailやwwwアクセスなどのサービスを提供している。これらは、すべてイスラエルのISPを経由して接続されている。

Palnet

- ・ 1995年に設立された、パレスチナ最大のISPである。
- ・ 顧客数は、1996年11月に470加入者であったものが、1997年8月には850加入者に増加した。顧客にはBir Zeit大学や政府機関などがある。
- ・ Palnetは、ガザやエルサレムなどにアクセスポイントを置き、主に無線ネットワークにより顧客と接続している他、イスラエル最大のISPであるNetVisionとも接続している。

(注3)

1995年通信法の要点

・ 1971年の通信法により設立されたTCC (The Telecommunications Corporation) を会社法人として、新たにJTCを設立する。

・ これまで郵政省の監督の下にTCCが運用の他規制も行なっていたが、TCCの廃止に伴い、新たにTRC (Telecommunications Regulatory Commission) を設立し、規制、免許発行、料金政策などを担当。

・ 郵政省の役割は、ネットワークインフラの拡大、投資拡大、競争環境整備などであり、議会にこれらの政策を提案する。



KDD RESEARCH

8. ヨルダン・ハシミテ王国

通信事業者

JTC (Jordan Telecommunications Company)^(注3)

民営化

1998年7月に、C&Wと米国のSBCコミュニケーションズ社が、JTCの株式40%を取得するために入札を行なった。しかし、政府は、従業員などへの9%の株式譲渡等入札条件を当初案より変更したため、SBCは入札を撤回した。C&Wの動向は不明だが、政府は新しい入札は行なわないとしており、JTCの民営化は先行き不透明な状



況になっている。

自由化・市場開放

（1）基本音声サービス

JTCの免許の条件によると、2002年12月31日まで基本音声及び国際通信の独占運用が認められている。

（2）非（加入）基本音声サービス

1994年に自由化され、携帯電話1社、データ通信会社9社、ページング1社、公衆電話2社に免許が付与された。各社のプロフィール等は後述する。

携帯電話の動向

- ・ JMTS (Jordan Mobile Telephones Services) が現在運用中。
- ・ 1994年10月に免許を取得。免許有効期間は15年間で、最初の4年間は独占運用という条件が付けられている。そのかわりに、この4年の間にJTCに対して、年間収益の20%もしくは、年間2200万ドル（26億4,500万円）のどちらかを補償金として支払う必要がある。
- ・ JMTSはGMSを提供しており、加入者は1998年6月末で49,400人。
- ・ (JMTSの免許が終了する) 1998年10月からの第2GSM事業者は、入札を巡って議論があったが、最終的に入札なしに、JTCに対して免許が付与されることになった。

公衆電話事業者の動向

公衆電話は1996年12月に、2つの免許が発行された。入札は5社が行なったが、TRCはエンドユーザへの低廉な料金を条件に2社を選定した。なお、TRCは、エンドユーザへの低廉な料金設定のために、機器輸入の際の税金を免除する措置をとっている。

（1）TJCS (Trans Jordan Communication Services)

- ・ 1997年5月に免許を所得。
- ・ 株主は、ヨルダンのNasr for Advanced Communications (50%)、ギリシャのOTE (40%)、ギリシャのEllascom (10%) である。
- ・ 1997年10月より、アンマン周辺にカード式公衆電話を約200機を設置してサービスを開始した。今後3年間で、7000機を設置する予定である。



KDD RESEARCH



(2) Alpha

- ・1997年5月に免許を取得。
- ・株主は、ヨルダンのAlpha International（50%）、トルコのRumeli Group（50%）である。
- ・1997年10月にアンマンに約20機を設置した。Alphaは、大都市や観光客が多く集まるところにターゲットを絞る予定である。

データ通信

現在9社が免許を付与されており、5社がサービスを提供中。そのほとんどがIPサービスを主に提供している。（Global One及びMECは、X.25も提供）

(1) Global One Jordan

- ・Global One Jordanは、ヨルダンの投資会社ASAS Trading and Investment（51%）、Global One international（49%）との合併会社である。
- ・サービス品目はX.25とIPで、X.25の顧客は、マスターカード、カイロアンマン銀行など30社ほど、IPでは銀行、多国籍企業など3000顧客が利用していると見られ、Global One Jordanはヨルダン最大手のISPでもある。

(2) INDEX（International Data Exchange）

- ・1997年8月にサービスを開始した。
- ・会社はすべてヨルダン人の出資により行なわれており、INDEXはGlobal One Jordanに挑む形で料金設定を行なってきた。INDEXの顧客数は200程度と見られる。国際のバックボーンはC&W及びUUNETである。

(3) MEC（Middle East Communications）

ヨルダン人100%出資の会社である。ヨルダンにおけるSITAのノードを使用して、SITAのネットワークに接続している。現在、X.25を旅行代理店、航空会社に提供している他、IPを1997年10月に開始した。

(4) NETS

1995年に設立されている。主にEメールを使用してこれまでBBS（Bulletin Board Service: 公開電子掲示サービス）を提供してきた。顧客数は4000程度である。

(5) FirstNet（First Data Group）

ヨルダン人の持株会社First Telecom Group（FTG）が出資した会社。FirstNetは、AT&Tと提携している。1997年末にサービスを開始した。なお、FTGはヨルダンの銀行が出資しており、資本金は700万ドルである。





JTCのプロフィール

(1) 収入（1996年度）

- 国内電話 90億円
- 国際電話 204億円

(2) 加入者回線数（1997年6月）

- 382,000回線

(3) 専用回線数（1997年度）

- 国際回線 29回線
- 国内回線 60回線

JTCのデータ通信

JTCの専用回線の実績はそれほど多くなく、しかも他にデータ通信会社が9社も存在しているにもかかわらず、JTCはデータ市場への進出を行なう予定である。ただし、JTC自体の提供は公正競争の観点からTRCの規制を受けるために、別会社を設立してフレームリレー、ATMなどの提供を行なうと見られる。

JTCの料金政策

- ・JTCの国際通信料金は高く、国内通信の補助に当てられているのが現状である。高い国際通信料金は、海外からの計算料金引き下げ圧力につながり、また違法なコールバック事業者の参入を許している原因にもなっていた。さらに、イスラエルの自由化による料金値下げは、中東地域全体における国際通信料金のアンバランス傾向を際立たせることになり、JTCも早急な改善が必要となっていた。このような状況に対応して、JTCは7月1日からの料金リバランス政策として、国際電話の30%値下げ、国内電話の10%値上げを行なった。
- ・また、JTCの内部報告によると、専用線の料金も高いとされ、これがデータ通信やインターネットの発展を阻害していることから、JTCではコストベースの料金設定の実現に向けて、国際専用回線の値下げを検討していると言われる。





9. アラブ首長国連邦 (UAE)

通信事業者

Etisalat

民営化

政府 (60%)、U.A.E. 国民 (40%)

市場自由化

1993年にCPE_ (顧客宅内設備) の自由化が行なわれた他は、当面予定はない。

Etisalatのプロフィール

(1) 収入 (1996年度)

- 電話 896億円
- 移動体 (ページング含む) 240億円
- データ通信 47億円

(2) 加入者回線数 (1996年度)

- 738,100回線

(3) 携帯電話加入者数 (1998年6月末)

- 316,000人

ベンチマークの影響

U.A.E.は、収入の約半分を国際通信サービスで占めると言われている。そして、国際計算料金が支払い超過であることが特徴的でもある。1996年にEtisalatは、延べ250億円を支払った。そのため、国際計算料金改革を歓迎しているキャリアの一つでもある。

データ通信

U.A.E.は、中東諸国の中で、新データ技術やマルチメディアに対応するネットワーク構築などに意欲的な国である。

- ・パケット通信サービスEMDANを1986年に導入。1996年には、1,500加入者であった。





- ・ISDNは、1992年に導入。1996年で758回線の実績。
- ・1994年にフレームリレーを、1997年4月にはATMサービスを導入した。
- ・インターネットは、1995年8月に提供を開始した。アプリケーションでは、1997年10月に、Emirates Bank Internationalが湾岸地域の銀行として始めてインターネットを経由したパソコンベースのバンキングサービスを開始したのが注目される。

衛星システム

(1) Thuraya

Etisalatは、GSM網の補完ネットワークとして、衛星移動通信プロジェクトThurayaを開始することを決定し、1997年Thuraya Telecommunicationsを設立した。Etisalatが26%の株式を所有する他、Arabsatなどを始め多数が参加している。

(2) Emarsat

VSATやTV伝送のように固定通信をサポートするプロジェクトで、現在計画中有る。

(3) ICO

ICO Global Communicationsに4.5%の出資をしている。ドバイにICOの地球局を設置してサービスを行なう予定。

10. レバノン共和国

通信事業者

OGERO（郵政省の通信運用部門）

民営化

郵政省の運用と規制機能の分離、運用部分の民営化の検討が行なわれていたが、具体的な計画は未だ発表されていない。

自由化・市場開放

データ通信事業者が郵政省関連企業の他2社、ISPが7社存在する他、携帯電話が2社存在する。その他、インターネット電話のNet2Phoneについては後述する。



KDD RESEARCH



OGEROのプロフィール

(1) 加入者回線数

- 687,000回線 (1998年7月)

(2) 国際通信料金

- 米国宛 約2.21ドル
- 日本宛 約4.42ドル

インフラ整備

1991年に終了した内戦は、レバノンのネットワークインフラにも損害を与えた。内戦後、加入者回線は525,000回線のうち200,000回線しか稼働することができなかったという。このため、郵政省はクウェートなどからの借款によりインフラ整備を行っている。具体的には、SDH技術による国内伝送バックボーン整備、現在14%程度の加入者回線普及率を2000年までに25-30%にあげること、などである。バックボーンは、ベイルート周辺の4本のSTM-4 (622Mbps) リングを中心に、拡張されつつある。

データ通信事業者の動向

(1) Sodetel

- ・1968年にサービスを開始したレバノン最大手のデータ通信会社で、株主は郵政省 (50%)、フランステレコム (40%)、テレコムイタリア (10%) である。
- ・提供サービスは、X.25の他、ダイヤルアップインターネットである。顧客数は、1997年9月現在、X.25の専用線接続が銀行など約150、ダイヤルアップが50、インターネットが700である。
- ・レバノン最大のデータ通信会社であるが、今後は公衆電話サービスを手掛ける計画という。

(2) DataSat

- ・1997年7月に運用を開始した。株主はレバノン人のコングロマリットATG Holdingである。
- ・サービスは、X.25の他、IP、フレームリレーで、ATMの導入も検討中である。顧客数は、フレームリレーが100社程度その他、レバノン最大のISPであるIncoNetを始めとして5社のISPがDataSatの顧客となっている。
- ・ネットワークは、64Kbpsから2Mbpsの無線ネットワークである。郵政省より、





2.1-2.3Ghz帯の周波数を割り当てられている。

(3) DataNet

- ・1997年央に運用を開始した。Mikatiグループが出資している。
- ・グローバルワンとサービス協定をもち、グローバルワンのX.25、フレームリレーを提供している。顧客数は、不明。

インターネット電話

New2Phone社は、パソコンからインターネット網を通じて電話をかけるサービスを開始した。パソコンからかけた電話は、米国のIDT (International Dealers for Telecommunication) を経由して世界中に通話が可能という。郵政省では、レバノンのISP7社を使用して通話をすれば、レバノン法には抵触しないとしてお墨付きを与えている。サービスは発信のみでファックスは不可というが、料金は格安^(注4)であり、今後の市場展開が注目される。

携帯電話

内戦により破壊されたインフラを急速に整備するため、政府は1994年にGSMの2事業者に免許を付与した。LibanCellとCellisの2社であり、両社ともに1995年4月にサービスを開始し、あわせて50万加入者、現在の普及率は12.75%と、固定電話に引けを取っていない。普及率が比較的高い理由として、料金が約8セント/1分というように安いことがあげられる。さらに、LibanCellが1997年9月に、Cellisが1998年始めにプリペイドカードを導入したことにより双方ともに加入者を伸ばした。

11. イエメン共和国

通信事業者

PTC (Public Telecommunications Corporation) 及びTeleYemen^(注5)

民営化・自由化

PTCは政府所有の会社であり、民間企業の開放が許可されているのは、TeleYemenに対するC&Wの出資（現在は51%）だけである。イエメン政府は、1999年にC&Wの出資比率を30%まで落とすが、その時点で新たな国際電話会社を検討す

(注4)

注目の国際通信料金は下記のとおり。OGEROの料金に比べて、約90%割引の格安電話である。

- 米国宛 0.15ドル
- 日本宛 0.29ドル
- 英国宛 0.18ドル
- フランス宛 0.25ドル

(注5)

PTCが、市内、長距離電話を提供、TeleYemenが、国際、携帯、インターネットを提供している。TeleYemenは、C&W (51%) と PTC (49%) の合併会社である。



KDD RESEARCH



ることをほのめかしている。

PTCのプロフィール

(1) 加入者回線数 (1996年)

- 204,700回線

(2) 積滞数

- 約80,000回線

PTCの最近の動向

(1) Aden Free Zone

イエメン西南のアデンには国際空港や石油関連施設が存在するが、この周辺を Aden Free Zone と名付けて、480億円の投資を行なっている。既に、6~7万人が電話サービスの提供を要望しており、これらの需要を満たすためにPTCでは、モトローラの技術供与により、CDMAをベースにしたWLLの回線提供を行なっている。1997年には5,000回線分を提供完了したとのこと。

(2) 5カ年計画

1996年から開始したネットワーク開発プロジェクトで、2000年を目標に主要都市における加入者回線を約9万回線追加し、さらにイエメン北東部のサダから首都サナア、商業都市のアデンなどを南北に結ぶ光ケーブルの敷設が計画されている。

TeleYemenのプロフィール

(1) 国際電話利用者数 (1997年)

- 約40,000人

(2) 携帯電話加入者数

- 10,000人 (1998年6月末)

(3) インターネット加入者数 (1997年)

- 750人

携帯電話

TeleYemenは1994年にTACS方式の携帯電話を開始したが、携帯電話加入者数はここ数年でほとんど変化していない。原因の一つには、政府によるネットワーク遮断があげられる。これまでもイエメン内戦時の遮断や昨年6月にも遮断が行なわれ、





本年2月に再開されたばかりである。GSMを年内に導入する計画というが、新技術を導入したとしても必ずしも加入者増には結びつきそうにはない。

インターネット

1996年9月にサービス提供を開始した。国際バックボーンは、C&Wを通じて64Kbpsで接続されている。エンドユーザの接続はダイヤルアップのみである。

【参考文献・資料】

- Pyramid Research「Telecoms Markets and Strategies Middle East」
同 「Telecoms & Wireless Africa/Middle East」各号
- Global Mobile（November 12, 1998）
- Financial Times「Telecom Markets」June 4 1998, 340/4
- The APT YearBook 1998
- KDDバンコック事務所報告（1998.9.8）





各国のテレコム情報

米国

FCC、GTEのADSLサービスを認可。Equal Compensation問題の決着も間近か

GTE Corporationは、Special Accessの一種としてADSLのサービス料をFCCに申請していたが1998年10月30日認可を取得。FCCは、所謂Equal Compensation問題についても近く判断を示すとした。

GTE Corporationがタリフ申請したADSLサービス^(注1)は長距離事業者(IXC)への直加入サービス(Special Access)の形式を踏まえたもので、10%ルール^(注2)に則り州際サービスとしてFCCにタリフ申請され10月30日裁定が下りた^(注3)。州への申請は行われていない。

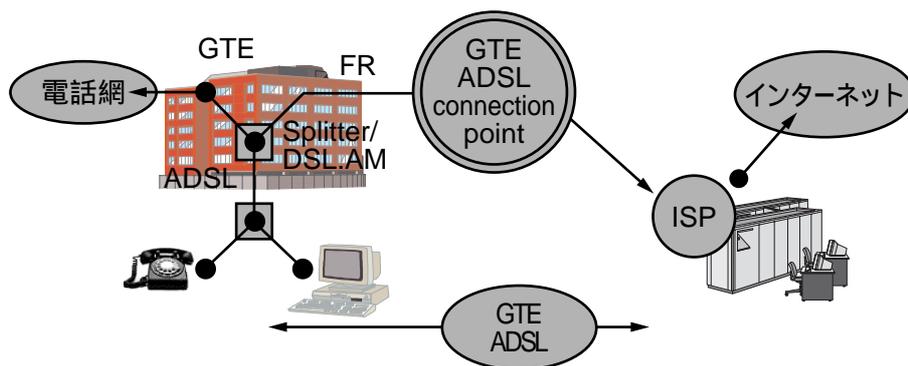
本サービスは原則として、ISP(Internet Service Provider)(GTEのフレームリレ(FR)ーサービス利用者になる必要がある)が購入し顧客に販売するサービスであるが、加入者自身が購入することも可能である。

(注1)
ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line)
電話銅線ケーブルを使う高速デジタル伝送方式(xDSL)の1種。通信速度は上り(ユーザー局)が640kbps、下り(逆)が6~9Mbps程度。簡易版ADSLの標準「G.Lite」(下り速度が1.5Mbps)が先頃国際電気通信連合(ITU)で成立した。
GTEのサービス名称は「SDL Solution - ADSL Service」。

(注2)
当該アクセス回線のトラフィックの10%以上が州際通信であれば州際サービスとしてFCCの規制を受ける。

(注3)
CC Docekt No. 98-79 / FCC No. 98-292 「Memorandum Opinion and Order, in the Matter of GTE Telephone Operatin Cos. GTOC Tariff No. 1 GTOC Transmittal No. 1148」

【図】GTEのADSLサービス(SDL Solution - ADSL Service)



本サービスはあくまでSpecial Accessであって後述のEqual Compensation問題とは本当は関係がないのだが、FCCは、裁定の中で同問題の検討の前提になるような議論も展開し規制制定告示(NPRM: Notice of Proposed Rule Making)の発出予告までやっている(11月2日~6日の週の筈が翌週になってもまだ出ていないが)。Furchtgott-Roth委員がまた少数意見を提出し(Tristani委員とともに)Equal Compensation問題への言及を無用の先走りとして批判しているが常識的にはまったくその通り。



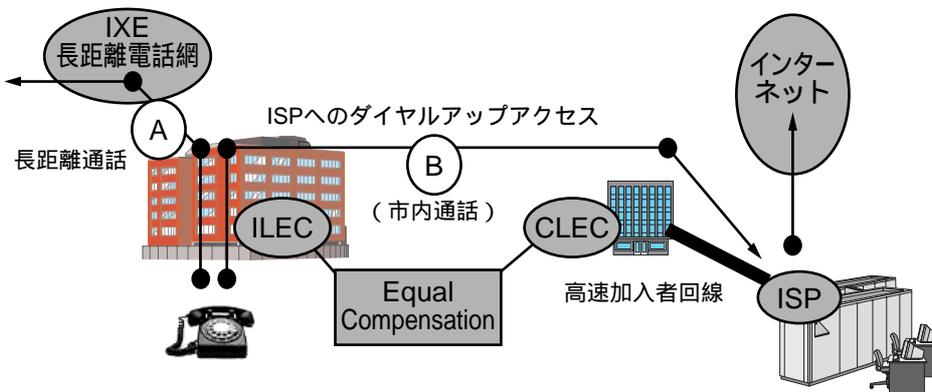


Bell Atlantic Corp.、BellSouth Corp.及びSBC Communications Inc. (Pacific Bell) もGTEと同様の申請を行っているが裁定はまだ下りていない。

Equal Compensation問題

Equal Compensationとは、地域事業者(LEC)同士が相互に提供する接続サービス(自網加入者への着信等)の料金に関する原則である。

長距離事業者(IXC)とLECは、前者が後者に(ユニバーサルサービス制度拠出分を含む高額)のアクセスチャージを支払う「一方的な」関係であるのに対し、Equal Compensationが適用されることによって、LEC同士は、相手の接続サービスを使った分に対し互いに接続料金(大体0.003~0.008ドル/分程度と言われる)を支払い合う「対等な」関係となる。「対等」とは言っても、新規参入者である競争的地域事業者(CLEC)から既存地域事業者(ILEC)への支払いが(逆に比べ)圧倒的に多いのが当然であり事実そうだったが、近年のインターネットサービスの勃興で状況が変わってきた。



ISPは殆ど常に、CLECの高速アクセスサービス(T-1、光ファイバー等)に加入し、このためISPユーザーであるILEC加入者からCLEC網に対する膨大な通話が発生する(市内通話サービスは殆どの場合定額時間無制限)(上図B)。この通話がすべてILECからCLECへの支払いとなる結果、昨年のILECの税引後利益が2%程圧縮されたと言う。CLEC収入中に当該受け取りが占める割合は9%(およそ1億5000万ドル)に達した(Merrill Lynch)。

このため、GTEを含むILEC各社は「インターネットトラフィックは性格上州際・グローバルでありEqual Compensationに服する義務は(ILECには)ない」と事あるごとに主張している。

<出典> TELEPHONY (1998.11.2) 他



KDD RESEARCH



表：主要CLECのEqual Compensation(EC)収入(総収益順) (1997年度 X 1米ドル=122円)

	EC収入	総収益	(%)
Teleport	1680万ドル	7億6250万ドル	2.2%
Intermedia	2100万ドル	7億4050万ドル	2.8%
ICG	2770万ドル	5億6410万ドル	4.9%
RCN	130万ドル	2億3770万ドル	0.5%
Winstar	170万ドル	2億2000万ドル	0.8%
USN	0万ドル	2億0320万ドル	0.0%
GST	(N/A)	1億6070万ドル	(N/A)
e.spire	1050万ドル	1億5940万ドル	6.6%
Nextlink	0万ドル	1億3000万ドル	0.0%
Electric Light	1180万ドル	9440万ドル	12.5%
US LEC	5120万ドル	7500万ドル	68.3%
Hyperion	420万ドル	3000万ドル	14.0%
Teligent	0万ドル	200万ドル	0.0%
合計/平均	1億4620万ドル	36億0350万ドル	8.7%

(出典) Telephony (1998.11.9)

(注4)

1983年のMTS/WATS Market Structure Order、1988年のESP Exemption Order等により、高度サービス(Enhanced Service)の提供者は、州際通信の提供のためILECのサービスを利用することができることとされ、アクセスチャージの支払いを免除されてきた。1997年のAccess Charge Reform Order (CC Docket No. 96-262 / FCC No. 97-158)でFCCはInformation Service Provider (ISP)の語を導入し、ESPと同じくアクセスチャージ支払い義務を免除。後にESPとISPはほぼ同義であることを確認した。

GTEに対する今回の裁定(CC Docekt No. 98-79 / FCC No. 98-292)では、Internet Service Providerとの混乱を避けるためか、再びESPの語用に立返っている。



KDD RESEARCH

COMMENT

周知のとおり現制度ではEnhanced Service Provider (ESP)^(注4)はアクセスチャージ支払いを免除されているので、たとえILECの主張が通ってインターネットトラフィックが州際通信扱いになっても、インターネット事業者がアクセスチャージを負担しなければならないことはない。もちろん、CLECが「州際」サービスを提供しているわけではないので彼らが負担者になることもあり得ない。

では誰がアクセスチャージを払うのか? 「Equal Compensation問題」と言うことあたかもILEC・CLEC間問題のようだが、論争の焦点は実はそこにある。

米国で電話サービスのトラフィックをインターネットのそれが上回る日も近いとされ(予想では1998年中)(伝統的)電話サービスだけに頼ってはいはアクセスチャージとしてのお金の流れは先細りが不可避である。

本年5月のFCCの議会報告(Universal Service Report to Congress)が暗に「将来的にはユニバーサルサービス制度の拋出義務を課す」考えを仄めかしたのも、今がインターネット時代のアクセスチャージ/ユニバーサルサービス制度の在り方に取り組む時期と考えているからに他ならない。

近く発出される筈の規制制定告示(NRPM: Notice of Proposed Rule Making)ではESPの定義見直しが行なわれると思われるが、ESP全体にアクセスチャージ支払義務が課されるとの予想もある。

一方、わりを食って収益の9%を失いかねない形勢のCLECは、今回のFCC裁定に落胆を隠せない。

CLEC、CLECと騒いでも、最も競争が進んだNew York市でようやく6%程度の



シェアを獲得しただけに過ぎず、全米でのシェアは1%にも達しないだろうと言われている。競争自体がない地域も実はなお少なくない。CLECを育成して地域競争を促進する観点からは、ダイヤルアップアクセスによる収入を保証することには意義があると考えられるのだがFCCの判断はどうであろうか。

(古閑 裕朗)

AT&T、GSM ローミング端末投入へ

AT&T CorporationのArmstrong社長は1998年11月5日、Ericsson（スウェーデン）及びNokia（ノルウェー）との間で、米国のアナログ・デジタル標準とGSMに対応するマルチモード端末（「Worldphone」）のマーケティングに合意と発表。

AT&T CorporationはAT&T Wirelessのブランド名で、800Mhz帯アナログセルラー（AMPS）、同デジタルセルラー（D-AMPS/TDMA）及び1800MHz帯PCS（TDMA）の3サービスを米国内で提供し、3モード端末を既に投入している。

今般開発に合意した端末は6つのMPUを実装し、上記3モードにGSM（Global System for Mobile communications）とDCS（Digital Cordless telephony System）を加えた5モードで動作する。

AT&Tは、旅行者向けサービス（「CellCard」）でGSMのID入りSIMカード貸出を行っているため、主要GSMキャリアとはローミング協定を締結済みである。新端末を使えばCellCardのユーザーは米国内でも通話できることになる。

新端末の市場投入は来年の予定。

< 出典 > Telecommunications Report（1998.11.6）他

COMMENT

AT&TのCellCardにも今回のマルチモード端末投入にも、利益率が極めて高いと言われるローミングマーケットに何とか手を突っ込んでおきたいという（非GSM圏キャリアである）AT&Tの強い意欲を感じる。

AT&Tはまた最近、Vanguard Cellular Systems Inc.買収に続くセルラーネットワーク整理の第二弾として、BellSouth Corp.との間で両者のセルラー共同事業（Los Angeles、Houston及びGalveston（Texas））を1つの持株会社の下に統合することにも合意している。AT&Tは持株会社の55%とL.A.Cellularの支配権を手に入れ西海岸の大市場で（ローミング接続料支払を気にすることなく）OneRate™のマーケティングを行うことができるようになった。

さらに一方、1999年前半に予定されるTele-Communication Inc.（TCI）との合併に備えては、TCI設備更新のための設備供給契約（5000万ドル）（約61億円）（1米ドル=122円）をAntec Corp.（米Georgia州）との間で早くも結んだ。



KDD RESEARCH



Antec Corp.によれば同社のプラットフォーム（Cornerstone hybrid Fiber/Coax Voice Platform）はケーブルTV加入者に電話サービスとデータ通信サービスを統合的に提供することを可能にするもので、Cox（1万8200加入者が電話サービスを利用）、Time Warner、Titus Communications Japan（日本）、Jupiter Telecommunications（同）、Priority Telecom（豪）、VTR Telefonica（チリ）などが既に利用している。コストは1加入者あたり400ドルから500ドル（現在のところWireless Local Loopよりも安い）で、AT&Tには40万のTCI加入者に十分な量が供給される。AT&T用は従来品と異なってインターネット対応を重視し音声はVoice over IP機能を使って提供されとのこと。

TCI買収にはまだFCCの認証が下りていないこともありAT&T自身は特にコメントしていない。

（古閑 裕朗）

GTE、ローカル事業の一部を売却へ

GTE Corporationは1998年11月5日、戦略的事業再構成の一環としてローカル事業の一部（7%）を売却又は交換するオファーを発表。約200社が興味を表明。

GTE Corporationによれば、今回の売却は成長分野（インターネット・長距離通信）への経営資源集中を目指す事業戦略（1998年4月発表）に基づく事業再編成の一環で、7月に発表されたBell Atlantic Corp.との合併とは無関係である。

表1：GTE Corporationが売却（又は交換）を予定するローカル事業（Cluster単位）

	地 域	1997年末回線数
West Cluster	Arizona/Southern California- Northern California	20,433 36,770
Midwest Cluster	Illinois Iowa Minnesota Wisconsin	103,807 272,553 125,359 60,712
Southwest 1 Cluster	Arkansas East Texas Missouri Oklahoma Texarkana	203,816 79,843 111,341 113,566 87,570
Southwest 2 Cluster	New Mexico West Texas	88,670 129,887
Individual States	Alaska Nebraska	18,893 56,515
	Total GTEの全回線（28州）	1,509,735 21,500,000

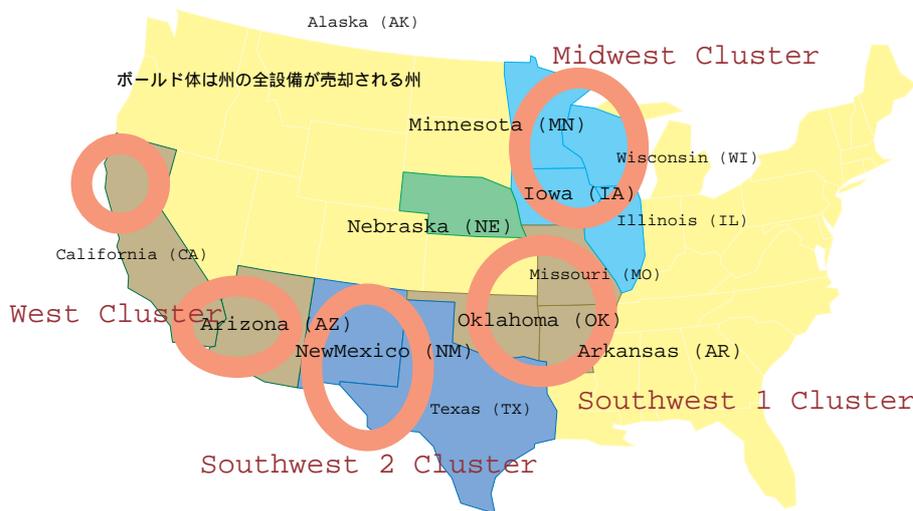


現在一般に明らかにされている買取（交換）条件は以下の通り。これ以上の詳細はGTEと守秘契約を交わした者だけに公開される。

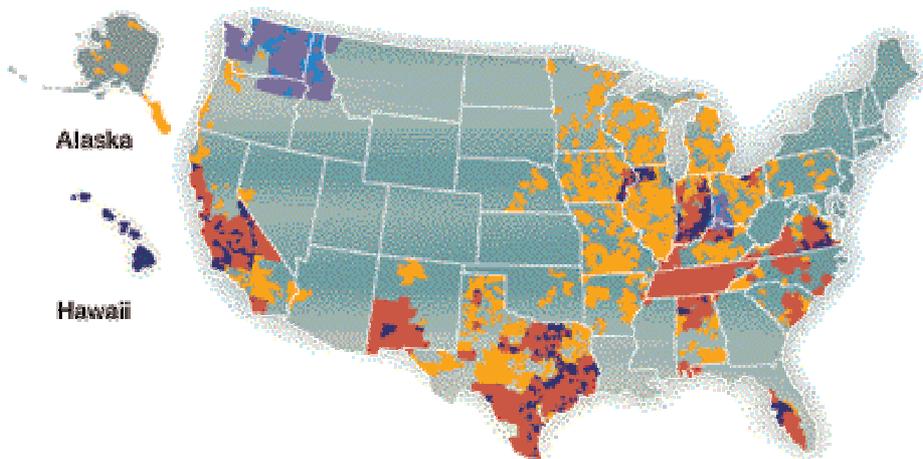
- 入手した施設の運用に携わるすべてのGTE従業員を直ちに再雇用し、給与支給、医療保障、年金、退職金等の面で現状と比較して十分な条件を提示すること。
- 当該設備を対象とする契約を尊重すること。
- Cluster単位で設備を運用することができる者が優先されること。

< 出典 > Telecommunications Report (1998.11.6) 他

【図1】GTE Corporationが売却を予定するローカル事業エリア



【図2】GTE Corporationのサービスエリア



KDD RESEARCH



COMMENT

GTEの売却は、設備集中度が低い州と他の営業区域から離れた州（Alaska及びCalifornia）の設備が対象になったものと考えられる。結果としては主にSBC Communications Inc.のサービスエリアにある設備が対象となった。

ローカル事業整理の一方でGTEは、引き続きインターネット事業（1997年BBN買収）と長距離事業（同年Qwestから広帯域長距離ネットワークを調達）への傾注を深める。当該地域でのインターネットサービス及び長距離サービスの提供は売却（交換）後も当該設備を利用して継続される予定である。

（古閑 裕朗）

表2：GTE Corporationが売却を予定するローカル事業（詳細）

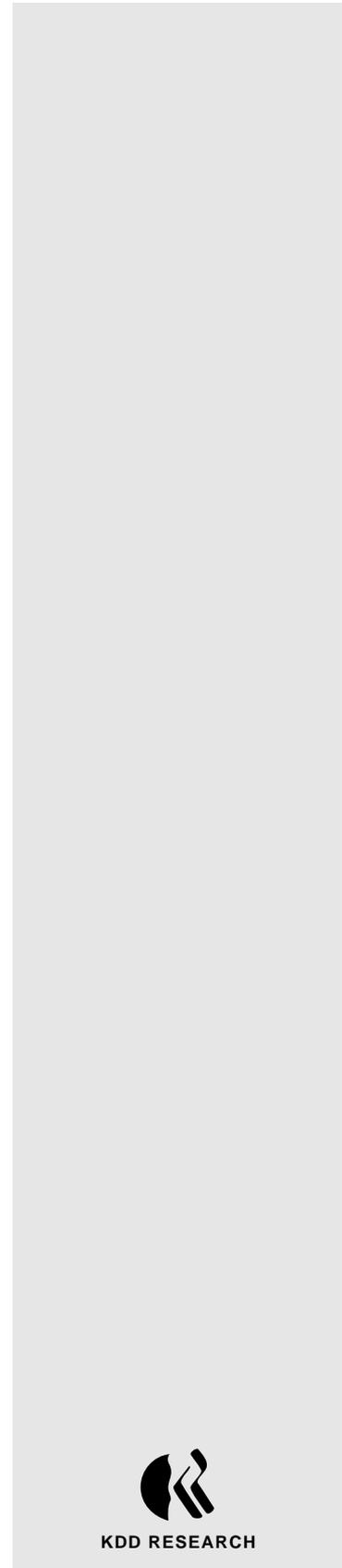
州	売却・交換対象設備（加入者回線数）（州加入者回線に占める％）
ALASKA	全回線（計18,893）（5.3％）
ARKANSAS	全回線（計203,816）（15.8％）
ARIZONA	全回線（計7,987）（0.3％）
IOWA	全回線（計272,553）（18.2％）
MINNESOTA	全回線（計125,359）（4.6％）
NEBRASKA	全回線（計56,515）（6.1％）
NEW MEXICO	全回線（計88,670）（10.9％）
OKLAHOMA	全回線（計113,566）（6.2％）
CALIFORNIA	一部回線（計49,216）（0.2％） Alderpoint, Blythe, Cazadero, Colfax, Covelo, Crescent City, Earp, Garberville, Gasquet, Havasu Landing, Hayfork, Hiouchi, Hoopa, Klamath, Knights Landing, Laytonville, Leggett, Lost Lake, Mad River, Orick, Orleans, Palo Verde, Parker Dam, Piercy, Robbins, Sea Ranch, Smith River, Timber Cove, Weaverville, Weimar, Whitehorn, Willow Creek
ILLINOIS	一部回線（計103,807）（1.4％） Abingdon, Addieville, Albany, Aledo, Alexis, Alpha, Altamont, Andover, Ashley, Bartelso, Basco, Batchtown, Bath, Beecher City, Benld, Biggsville, Bowen, Brownstown, Brussels, Bunker Hill, Carlinville, Carthage, Chadwick, Chesterfield, Coffeen, Coleta, Cordova, Dallas City, Donnellson, Dow, Dubois, East Dubuque, Edgewood, Eliza, Elvaston, Erie, Fairplay, Farina, Ferris, Fieldon, Fillmore, Fulton, Gillespie, Greenview, Gulfport, Hamburg, Hamilton, Hampton, Hardin, Hettick, Hillsdale, Hoffman, Hoopole, Hoyleton, Ina, Irvington, Jerseyville, Joy, Kampsville, Keithsburg, Keyesport, Kilbourne, Kirkwood, Lanark, Little York, London Mills, Lyndon, Mason City, Matherville, Medora, Milledgeville, Monmouth, Morrison, Mount Olive, Mulberry Grove, Nauvoo, New Boston, New Douglas, New Minden, Niota, North Henderson, Oquawka, Patoka, Pittsburg, Polo, Port Byron, Preemption, Prophetstown, Ramsey, Rio, Roseville, Sandoval, Seaton, Shannon, Shattuc, Sherrard, Shumway, Sorento, St. Elmo, St. Peter, Stronghurst, Sutter, Tamaroa, Tampico, Teutopolis, Thomas, Waltonville, Warsaw, Watson, Woodlawn





<p>MISSOURI</p>	<p>一部回線 (計111,341) (3.6%) Amazonia, Annapolis, Arcola, Aurora, Avenue City, Avilla, Belgrade, Belleview, Birch Tree, Bolckow, Boss, Braymer, Bronaugh, Brunswick-Triplett, Bunker, Caledonia, Cameron, Canton, Centerville, Clarence, Clarksdale, Collins, Concordia, Cosby, Dadeville, Dalton, Easton, Edgar Springs, Eldorado Springs, Ellsinore, Elmer, Eminence, Everton, Ewing, Fillmore, Fremont, Golden City, Gorin, Gower, Greenfield, Hamilton, Helena, Houston, Humansville, Hunnewell, Irondale, Ironton, Jerico Springs, Kahoka, Keytesville, Kidder, Kingston, La Belle, La Plata, Laddonia, Lagrange, Lawson, Lesterville, Lewistown, Licking, Lowry City, Macon, Manes, Maysville, Milo, Monroe City, Montauk, Monticello, Mount Vernon, Mountain Grove, Nebo, Norwood, Oates, Osborn, Osceola, Palmyra, Paris, Perry, Plattsburg, Potosi, Raymondville, Revere, Roby, Rockville, Rosendale, Santa Fe, Sarcouxie, Savannah, Schell City, Shelbina, Shelbyville, Sheldon, Stewartville, Stoutsville, Summersville, Timbers, Trimble, Turney, Van Buren, Walker, Wayland, Weaubleau, West Quincy, Whitesville, Winona</p>
<p>TEXAS</p>	<p>一部回線 (計297,300) (2.8%) Abernathy, Adrian, Amherst, Andrews, Annona, Anton, Aspermont, Austonio, Avalon, Avery, Avinger, Bagwell, Baird, Balmorhea, Beckville, Bedias, Benjamin, Blackwell, Blooming Grove, Bogata, Bon Wier, Booker, Bovina, Boys Ranch, Broaddus, Bronson, Brownfield, Buffalo, Burkeville, Burlington, Bynum, Cactus, Centerville, Channing, Chilton, Clarendon, Clarksville, Claude, Clyde, Colmesneil, Coyanosa, Crawford, Crockett, Crosbyton, Cross Plains, Cushing, Daingerfield, Dalhart, Darrrouzett, Dawson, Dekalb, Denver City, Deport, Detroit, Dimmitt, Douglassville, Dumas, Elkhart, Estelline, Fabens, Fairfield, Fairmount, Follett, Forsan, Fort Hancock, Frankel City, Franklin, Friona, Fritch, Frost, Gary, Glen Rose, Grapeland, Groom, Groveton, Happy, Hart, Hartley, Haskell, Hedley, Hemphill, Higgins, Hilltop Lakes, Holliday, Hooks, Hubbard, Hughes Springs, Huntington, Hurlwood, Idalou, Imperial, Iola, Irene, Joaquin, Kamay, Karnack, Kennard, Knox City, Lakeview, Lamesa, Leona, Levelland, Linden, Littlefield, Lone Star, Loraine, Lorenzo, Lott, Lovelady, Malone, Marietta, Marquez, Maud, May, Meadow, Megargel, Memphis, Mentone, Merkel, Miami, Milam, Milford, Mobeetie, Moran, Morgan, Morton, Mount Calm, Munday, Naples, Nazareth, Negley, New Boston, Newton, Normangee, North Zulch, Oakwood, Orla, Panhandle, Pecos, Pennington, Perryton, Petersburg, Pineland, Post, Purdon, Putnam, Ralls, Redwater, Reklaw, Richland, Riesel, Rising Star, Rochester, Rogers, Ropesville, Rosebud, Rule, Sanford, Seagraves, Seymour, Shallowater, Sierra Blanca, Simms, Slocum, Smyer, Spade, Spearman, Stratford, Streetman, Sundown, Sunray, Tahoka, Tenaha, Texarkana, Throckmorton, Toyah, Trent, Trinity Main, Tulia, Uncertain, Valentine, Van Horn, Vega, Walnut Springs, Weinert, Wellington, Wheeler, White Deer, Whiteface, Whitharral, Whitney, Wildorado, Wilson, Wolfforth, Zavalla</p>
<p>WISCONSIN</p>	<p>一部回線 (計122,253) (4.0%) Alma Center, Arcadia, Argyle, Augusta, Balsam Lake, Bangor, Barron, Benton, Birchwood, Black Creek, Black River Falls, Blair, Boyceville, Butternut, Centerville, Centuria, Cleghorn, Colfax, Darlington, Denmark, Eastman, Elk Mound, Elmwood, Ettrick, Fairchild, Fall Creek, Fountain City, Galesville, Gillett, Glenwood City, Glidden, Gratiot, Hayward, Hixton, Holmen, Kingston, Knapp, Lakewood, Laona, Luxemburg, Maiden Rock, Markesan, Mellen, Melrose, Merrilan, Mindoro, Montfort, Muscoda, New Franken, Nichols, Osseo, Park Falls, Pepin, Pickett, Plum City, Prairie Du Chien, Prescott, Rice Lake, Rosendale, Seneca, Seymour, Shiocton, Shullsburg, Spider Lake, Springbrook, St. Croix Falls, Stone Lake, Suring, Taylor, Trempealeau, Wabeno, Wautoma, Wauzeka, Wheeler, Whitehall, Winter, Wiota</p>

(出典) GTE Corporation資料、FCC Statistics of Common Carriers



KDD RESEARCH



カナダ

カナダ国際通信市場の自由化

CRTCは国際通信サービス市場の自由化を決定。テレグローブによる国際通信市場独占が終結し、国際トラフィックのルーティング規制も撤廃された。

10月1日、CRTCは国際通信サービス提供の規制に係る決定（Telecom Decision CRTC 98-17）を発出した。テレグローブによる国際通信サービス独占の終結がWTO基本電気通信合意に沿って現実となると共に、国際サービス提供のための申請、国際トラフィックや国際計算料金等に関する規定が定められた。

1. WTO基本電気通信合意に伴う93年電気通信法改正

2月5日に発効したWTO基本電気通信合意の約束表に従い、93年電気通信法（Telecommunications Act. 以下「通信法」と呼ぶ。）の改正が10月1日発効した。その主な内容は以下の3点。

- ・国際通信設備の運用に係るテレグローブの独占の終結。
- ・国内におけるサービス提供のための国際海底ケーブル及び国際移動衛星の保有に係る外資規制の撤廃。
- ・設備ベースだけでなく再販ベースの国際サービス事業者に対しても事業者免許を交付する権限をCRTCに賦与。

2. 決定された規制内容

(1) 免許制度

99年1月1日以降、カナダで国際（対米を含む）サービスを提供する者は全て免許を取得しなければならない。ただし、ホテル等宿泊施設やインターネット接続プロバイダーは取得義務はない。免許は以下の2種類に分類される。

・クラスA（Class A）免許

国際通信設備を所有または賃貸して運用する者。これは国際サービスにおける電気通信事業者（Telecommunications Common Carrier; TTC）に相当し、基本的に通信法の適用を受ける。

・クラスB（Class B）免許

国際通信設備を運用しない者。決定では、「他社が提供する国際電話サービスを再販する者や国際トラフィックを他国に着信させるために他社に受け渡す者を含む。」とある。前者は国際サービスにおける再販事業者に相当する。





参考表：電気通信サービスの提供を行う者の通信法上の区分

	電気通信設備	電気通信法の適用	主な規制内容
電気通信事業者(TCC)	保有	あり	外資規制、タリフ提出義務、事業者間協定提出義務など
再販事業者	保有せず	基本的になし(右を除く)	免許取得義務のみ

(KDD総研作成)

【コラム：国際サービス提供のための免許制度と規制】

テレグローブの国際サービス独占の終結により、通信事業者はCRTCに申請を行って免許を取得することによって国際サービスの提供及び国際海底ケーブルの利用が可能となった。

93年電気通信法第2条で、電気通信事業者(TCC)とは「自らまたは他人が利用する伝送設備^(注5)を所有または運用して電気通信サービスを提供しその代価を得る者」と定義されている。通信サービスを提供するそれ以外の事業者は再販事業者(Reseller)であり、再販事業者には基本的に通信法は適用されない。しかし、7月31日発効したC-17法案^(注6)により、再販事業者は免許取得義務のみ課されることとなった。

今回の決定で、国際海底ケーブルの利用権(IRU; Indefeasible Right of Use)の取得は、伝送設備の保有とはみなされないものとされた。従って、通信法の適用を受けず外資規制のない再販事業者が国際ケーブルのIRUを取得してもTCCにはならない。すなわち、今後100%外資の再販事業者でも国際通信回線のIRUを取得して国際サービスを提供することが可能となる。

さらに、TCCのうちあらゆるカナダ法の影響を受けるカナダ事業者(Canadian Carrier)は、カナダ国内で「伝送設備を所有または運用し、かつカナダ国内で「電気通信サービスを提供する」事業者に限られることも規定された。この規定に従うと、外国事業者がカナダ国外にある自前の伝送設備を利用してカナダ国内で国際サービスを提供することが可能となる。

このように考えると、カナダの国際通信市場は非常に自由化された市場になっていると言える。

(注5)

通信法第2条で伝送設備(transmission facility)は「ネットワーク地点間における知識の伝送のための有線、無線、周波数、光その他の電氣的システムまたは類似する技術的システム。但し、伝送装置を除く。」と定義がある。伝送装置(exempt transmission apparatus)は、「a)電気通信交換機、b)知識の収集、蓄積、組織化、修正、発出その他知識の加工、c)知識の伝送の速度、規格、プロトコル、中身、形式、疎通、または類似した性質の管理」である。ちなみに電気通信設備(telecommunications facility)は、「電気通信または電気通信に直接連結される運用のために利用されるかまたは利用可能である、伝送設備を含む設備、機器、その他」と定義されており、これらのうちで最も広い概念である。

(注6)

C-17法案は、テレグローブ法(the Teleglobe Canada Reorganization and Divestiture Act)の修正を行うもので、5月12日に制定された。

(2) ルーティング規制

国際トラフィック及び国内トラフィックの米国ネットワーク経由によるルーティングが解禁された。従来カナダでは、通信サービスを米国経由で提供することはカナダ国内の伝送設備の利用促進の目的のために禁止されていた。しかし、もしこうしたルーティング規制を今後も残すと、既に国際通信ネットワークを確立しているテレグローブの独占状態を事実上継続させることになるかと判断された。米国のネットワークがテレグローブのそれと競争することによって、カナダ全体の通信サービスの効率化が進む、とCRTCは述べている。

(3) タリフ提出とトラフィック報告

タリフ提出義務はテレグローブにのみ課される。



KDD RESEARCH



トラフィック報告義務は、クラスA免許人にものみ課される。四半期毎に各国別発信・着信トラフィックをCRTCに報告しなければならない。CRTCは、事業者の報告を集計して全体の国際トラフィックを公開する。

(4) テレグローブに対する規制

従来テレグローブは国際サービスの運用を独占していたため、自社サービスの再販、自社サービス・設備の長距離事業者に対する非差別的な可能な限りの相互接続の提供、及び利用可能な相互接続点のタリフでの公表、といった義務が課されてきた。今回の決定では、テレグローブの保有する国際通信設備・サービスが支配的である間はこのような規制は必要である、としてそのまま残された。そして、テレグローブに代替するような国際通信設備・サービスが存在すると判断された段階で、規制緩和を行う旨述べられた。

(5) 国際トラフィックに係るコントリビューション

99年4月1日以降、クラスA免許人は、長距離サービス同様コントリビューションチャージを地域事業者に支払う義務が課される^(注7)。コントリビューションチャージは分数によって定められる。地域事業者に対して分数の報告・支払いを行う。クラスB免許人にはこのような義務は課されない。

(注7)

但し、国際伝送設備を他の事業者に貸与している事業者にはコントリビューションチャージは課されない。

(6) 国際計算料金

国際計算料金については、統一計算料金・比例リターンの政策を採用しない。国際計算料金の設定は各事業者間の交渉に委ね、また米国経由の第三国宛トラフィックの疎通によって低コストでのネットワーク構築が可能となることによって、市場全体の計算料金が減少していく、とCRTCは考えている。まして、米国のようなベンチマークは設定しない。あくまで市場に委ねることを基本として、起こりうる反競争的行為についてはクラスA免許の条件であるトラフィック報告義務により防止することも規定された。そして、もしも反競争的行為が発見された場合には、CRTCは比例リターン等の義務付け等で対応することになる。

< 出典：CRTC決定文書 (CRTC 98-17) Telecommunications Reports (98.10.19) 他 >

COMMENT

今回の決定でCRTCは伝送設備の規定範囲を規定し、IRUは伝送設備に含まれないものとした。従って、外国事業者はIRUを取得して調達した国際回線を自社の交換機やルータ等「伝送設備」の範囲に入らない装置に繋げてサービスを提供することが可能となる。設備ベースでない事業者(クラスB免許人)は通信法で規定される外資規制の適用を受けないため、100%外国資本によるサービス提供が認められる。さらに、国内設備に関する規定は曖昧ではあるが、もし国内でもこうした規則がそのまま適用されるとすると、外国事業者は国内回線についてIRUを取得することによって自社装置を利用したカナダ国内サービスを提供することが可能となる。このことはカナダ通信市場に非常に大きなインパクトを生むことになる。

また、米国経由の国際・国内トラフィックのルーティング規制の撤廃も意味が大きい。これは、将来カナダで海底ケーブルの敷設が活発には行われなるとの判断をCRTCが下したことに一因があると考えられる。最近のカナダドルの対米ドルレ



KDD RESEARCH



トの下落により米国ネットワークのカナダドル建てコストが下落していることにも後押しされて、今後カナダでは米国経由の国際・国内トラフィックが大幅に増加することが予想される。

(末永 茂康)

Telus と BC Tel が合併

Telus と BC Tel が合併することを発表した。ステントール企業同士の合併は初めて。

10月19日、BC Tel (BC TELECOM Inc.) と Telus (TELUS Corp.) は合併することを発表した。両社は共にステントール企業であり、それぞれ BC Tel はブリティッシュコロンビア州、Telus はアルバータ州を拠点とするカナダ第2、第3の通信事業者である。新会社の暫定社名は BCT. Telus (BCT. TELUS Communications Inc.)。合併は株式交換方式によって行われ、BC Tel 株1株に対し BCT. Telus 株1株が、Telus 株1株に対し BC. Telus 株0.7773株がそれぞれ割り当てられる^(注8)。従来 BC Tel は GTE によって過半数の株式を保有されており外資規制を例外的に免れていたが、合併後の新会社は外資規制に従うことになる^(注9)。取締役は両社から8名ずつが選出されて16名となり、BC Tel 会長のプライアン・キャンフィールド氏が新会長に、社長兼 CEO は Telus 社長兼 CEO のジョージ・ペティ氏が新社長兼 CEO にそれぞれ就任する^(注10)。

GTE は合併新会社の議決権付き株式の約26.7%を所有することになり、この合併を支援する旨表明している^(注11)。同社は新会社の筆頭株主となり、技術支援やブランド戦略等のパートナーとなる。また、BC Tel から選任される新会社の取締役8人のうち4人は GTE 出身の人材が派遣される。

既に両社は、大企業向け長距離データ通信サービスのための準備に取り組んでいる。両社は Leducor Industries からケベック州及びオンタリオ州で光ファイバー網を購入し、GTE の米国長距離ネットワークとの相互接続点 (ワシントン州シアトル及びニューヨーク州オールバニ) までの伝送設備を確保している。さらに、自社の長距離ネットワークを確保するべく Leducor Industries とバンクーバー - デトロイト間光ファイバー網についても購入するための交渉を続けている^(注12)。

新会社の97年ベースの年間総収入は60億カナダドル (約4,789億円)^(注13)、総資産は80億カナダドル (約6,384億円)、社員数は2万5,000人程度である。なお、合併までには両社の株主による承認と CRTC の許可が必要だが、早ければ99年初めにも合併が成立すると見られている。

< 出典 > 各社プレスリリース、Telemanagement #160、Communications International (Nov. 1998)

(注8)

新会社の株式はそれぞれ議決権付き株式が4分の3、議決権なし株式が4分の1に自動的に配分されて割り当てられる。すなわち、新会社の議決権付き株式比率は4分の3になる。

(注9)

上記のような株式交換方法によって、合併後の新会社は93年電気通信法第16条(3)(b)項で規定される外資規制(電気通信事業者(TCC)の議決権付き株式保有の外資上限は33.3%)を満たすことになる。通信法成立時から BC Tel は Quebec Telephone (この会社も GTE が過半数の株式を保有) と共にこの外資規制の例外として扱われていた。

(注10)

取締役数など形式的には対等合併であるが、新会社では Telus のペティ氏が実質的な経営主導権を握ることになるとの見方が強い。この合併交渉を強く進めていたのもペティ氏であった。

(注11)

ただし、GTE はベル・アトランティックと合併することを発表しているため、どこまでカナダ戦略に経営資源を注入できるか不明であるとの見方がある。

(注12)

Leducor Industries は コールネット (スプリント・カナダの親会社) と提携して長距離光ファイバー網を構築しており、そのバンクーバー - デトロイト間の全回線の半分は コールネット が保有している。このため現在進められている交渉は コールネット の反対にあい難航しているようである。

(注13)

1カナダドル=79.81円で換算。以下同じ。



KDD RESEARCH



COMMENT

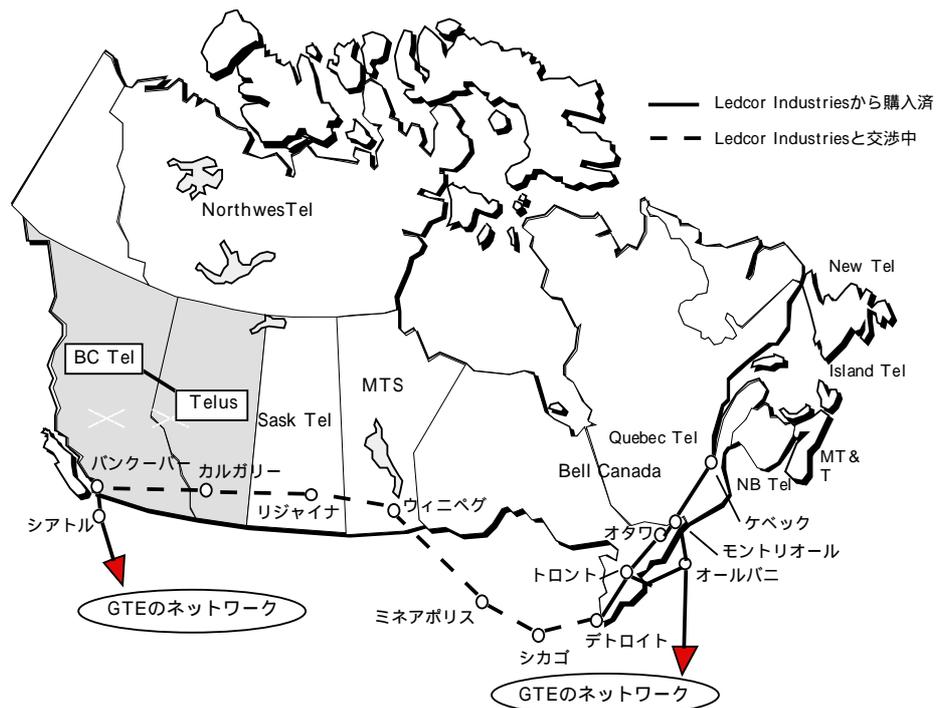
両社が合併を決めた背景には、ベル・カナダが4月に全国的長距離データ通信サービスを提供するための会社を設立することを決定したことがある。この直前にはTelusが非ステントール企業であるAT&Tカナダとの合併を図る動き（結局は交渉決裂）もあって、ステントールの団結力は弱まりつつあった。特にアライアンスの中心的存在となっていたベル・カナダ、BC Tel、及びTelusの3社は、今後成長が期待される大企業向けデータサービスに関する戦略等で独自に主導権を握ろうとする動きを強めていた。今回のBC TelとTelusの合併発表によって、カナダ政治・経済の中心であるオンタリオ州とケベック州を営業拠点としておりカナダ最大の電話会社であるベル・カナダとBCT.Telusによる「東西対抗」の構図が明確になった。

現在カナダで全国的な長距離光ファイバー網を保有しているのは、ステントール1社だけである。しかし、ステントールは既に全国的長距離サービスの開発及運用を担当していた部門（Stentor Resource Centre Inc.;SRCI）の99年1月の解散を決定しており、他部門も整理・縮小されるため事実上消滅の方向にあると言ってよい。その一方で、BCT.Telusのほかベル・カナダ、AT&Tカナダ、コールネット、及びメトロネットの4社が2000年までに全国光ファイバー網を構築すると発表しており、各社の熾烈な競争が始まっている。

CRTCによる一連の規制緩和の中で、こうした各企業の独自戦略の動きは自然の流れであり、そうした中でさらに業界再編が来年以降も進むと思われる。

（末永 茂康）

図 BC TelとTelusの長距離ネットワーク構築





ドイツ

独マンネスマン、新キャリア連合の結成に向け始動

ドイツテレコムに対抗する最大勢力マンネスマン・グループは、伊オリベティとの共同出資により、新会社「マンネスマン・ユーロ・マップ (Mannesmann euro.map)」を設立することを明らかにした。新会社の設立により、グローバルワン、AT&T-BT 連合に対抗し得る勢力の結成を目指す。

<ドイツ国内の電話事業>

マンネスマンは主に機械・プラント、自動車技術を手掛ける総合エンジニアリング企業^(注14)。早くから他国の経験豊富な通信事業者や以前から自社業務用の通信インフラを所有していた鉄道会社等を戦略パートナーに選択し、新規事業者の中でもいち早く通信市場に参入した。既に移動体電話及び固定電話市場への参入を果たしており、現在ではドイツテレコム (以下DT) に対抗する最大勢力となっている。

まず移動体電話事業では、米エアタッチとの合弁企業マンネスマン・モバイルフンク (Mannesmann Mobilfunk) が、92年6月のサービス開始以来、順調に顧客数を伸ばしている。10月現在の顧客数は約532万件となっており、DTの子会社Tモバイル (T-Mobil) を抑えて、移動体電話市場でシェア1位の座を確保している (表1参照)。

一方、固定電話事業においては、マンネスマンを中心とするコンソーシアムとドイツ鉄道が設立したマンネスマン・アルコア (Mannesmann Arcor)^(注15) が、本年1月1日より国内長距離及び国際電話サービスを開始した。1日当たりの通話量 (取扱分数) は、DTの1億5,000万分に対し、同社は1,300万分。現状では市場全体の2.5%~3%のシェアを獲得したとされている (表2参照)。

なお同社は、98年度の売上を18億マルクと見込んでいる (97年度は12億マルク)。

表1：移動体電話市場

事業者名 (免許)	方式	サービス開始	顧客数
T-Mobil (D1)	GSM	1992 / 7	*5,193,600
Mannesmann Mobilfunk (D2)	GSM	1992 / 6	5,324,617
E-Plus Mobilfunk (E1)	DCS-1800	1994 / 5	1,600,000
Viag Interkom (E2)	DCS-1800	1998 / 10	不明

【出典】 Mobile Communications (1998/10/1現在)

*アナログ (C-450) サービス加入者393,600件を含む。

(注14)

本社はデュッセルドルフ。98年度上半期 (1月~6月) の業績は、売上が211億3,200万マルク (前年同期比22%増)、経常利益が11億4,600万マルク (同64%増)、税引き後利益が4億4,300万マルク (同42%増) となっている。なお、グループ全体の売上の約2割にあたる41億1,700万マルク (前年度同期比38%増) が電気通信部門からの売上となっている。

(注15)

マンネスマン率いるコンソーシアムは7月、ドイツ鉄道の保有するアルコア株50.2%のうち25.1%を12億マルクで買収した。この結果、コンソーシアムのアルコアへの出資率は49.8%から74.9%まで引き上げられた。なお、コンソーシアムへの参加企業は現在、マンネスマン (55.5%)、AT&T (15%)、ユニソース (15%)、ドイツ銀行 (10%)、エアタッチ (4.5%) となっている (出資関係図参照)。



KDD RESEARCH



表2：固定電話市場

事業者名	音声サービス開始	提供地域	1日当たりの取扱分数**	売上高 (98年度予想)
Mannesmann Arcor	1998/1/1	ドイツ全土	1,300万分	18億マルク
O.tel.o	1998/3/11	ドイツ全土	1,000万分	5億マルク
Viag Interkom	1998/5/1	ドイツ全土	400万分	4億マルク

**なおDTの取扱量は約1億5,000万分/日となっている。

<新会社設立>

マンネスマンは10月21日、伊オリベッティとの共同出資により、来年(99年)初頭にも新会社「マンネスマン・ユーロ・マップ(Mannesmann euro.map)」を設立する旨発表した。

新会社への参加メンバー及び出資比率は今のところ明らかにされていないが、経営の主導権を握りたいとするマンネスマンが常に筆頭株主の地位を確保し、オリベッティは少数株主に留まる模様。

マンネスマン・モバイルフンク及びマンネスマン・アルコアのネットワークと周辺国の提携キャリアのネットワークを相互接続し、欧州全域にまたがる通信ネットワークの構築を目指す。

<ドイツ国外における活動状況>

マンネスマンによる伊オリマン社(持株会社)への資本参加(97年9月)から、マンネスマンとオリベッティはもともと提携関係にあり、新会社の設立を通じて、両社は今後更に提携関係を強化していくものと想われる^(注16)。

オリマンは、企業ユーザーを対象に音声・データ通信、インターネットサービスを提供する新規キャリア「インフォストラダ(Infostrada)」、イタリアの移動体電話市場においてTIMに次ぐ勢力を誇る「オムニテル(Omnitel)」を傘下に収めており、マンネスマンはそれら有力キャリアに対し新会社への協力を要請していく。

この他、新会社への参加が予想される事業者としては、フランスの「セジュテル(Cegetel)」、オーストリアの「テレリング(Tele.ring)」の名前が候補として挙げられている。

これらの企業はいずれも旧独占事業者に対抗する勢力として今後の成長が期待される新規キャリアであり、マンネスマンによる新会社設立の狙いは、そうした新興勢力を早期に自陣営に取り込みながら新たなキャリア連合を結成することにある。

<キャリア・アライアンス>

今回の新会社設立は、AT&TとBTの戦略提携に端を発する、キャリア・アライアンス再編の一部と捉えることができる。すなわち、BTが45%出資するフィアーク・インターコム(Viag Interkom)がマンネスマンとは競合関係にあることから、AT&Tがマンネスマン・グループとの協力関係を解消するのは時間の問題と見られており、マンネスマンにとっては国際戦略の見直しが急務となっていた。

既にマンネスマンは、新会社設立の構想とあわせ、AT&Tが保有するアルコア株式を全額(7.5%、680百万マルク相当)買い戻すと発表しており、AT&T抜きでの

(注16)

マンネスマンは9月、オリマンへの出資率を12.5%から37.5%に引き上げた。さらに、来年2月を目処に出資率を49.9%にまで拡大する予定である。



KDD RESEARCH



国際戦略に変更する姿勢を鮮明にしている。

また、AT&TとBTの提携により、大きな戦略転換を迫られているユニソースも、マンネスマン・アルコアへの出資参加を取り止めるものと見られ、マンネスマンは、ユニソースの保有株（7.5%）も同時に買い取る予定である。ただ、ユニソースを構成する個々のメンバー、とくにオランダのKPN、スウェーデンのテリアに対しては新会社への参加を期待している模様である。

COMMENT

マンネスマンの発表に対し、AT&T及びユニソースからアルコア撤退に関する正式なコメントは出されていない。

一方でユニソースは、11月初旬、年内にも過半数の株式を金融機関（未定）に売却し、アライアンスとしての結び付きをより緩やかにするとの方針を固めた。マンネスマンとの提携という選択肢を加え、KPN、テリア及びスイスコムの3社が今後どのような戦略を取るのかに大きな注目が集まる。

（原 剛）

【参考文献・資料】

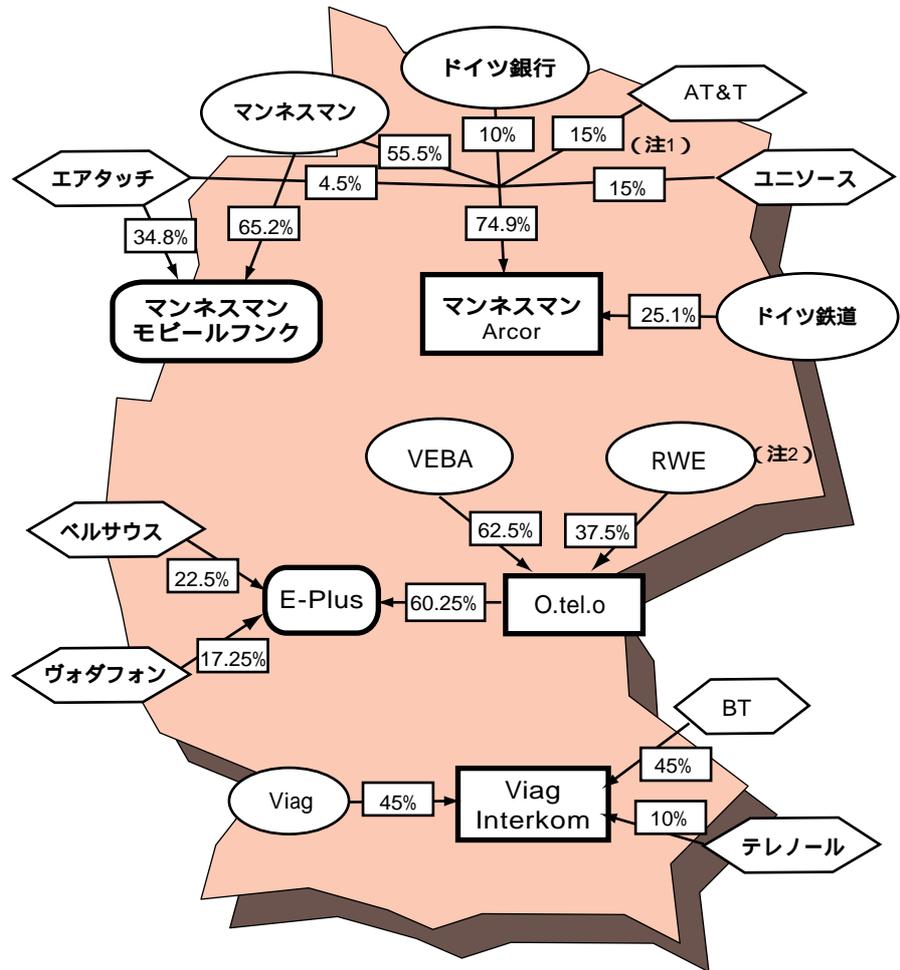
- KDDテレコメットドイツ報告
- Mannesmann プレスリリース（10/21）
- Financial Times（10/22）
- Telecommunications Reports International（10/30）他



KDD RESEARCH



出資関係図(ドイツ)



(注1) フィアーク・インターコムに出資するBTとAT&Tの提携発表を受け、マンネスマンはAT&Tのコンソーシアム離脱を予告している。またワールドパートナーズを通してAT&Tと協力関係にあったユニソースも同時にコンソーシアムから撤退するとの見通しを立てている。

(注2) 1年以上にわたってベルサウスのオテロ参加が話し合われたが、結局交渉は物別れに終わった。今後RWEは2007年を目処にオテロへの出資率を50%にまで引き上げる計画である。





フランス

フランステレコムの最近の動向

■ 昨年10月に続く第二次株式放出を実施。売却益によりかねてから計画していたドイツテレコムとの相互株式持ち合いをついに実現。

<第二次株式放出>

フランス政府は昨年秋に続く第二次のFT株放出を11月下旬から実施した。これは本来、10月中に実施が予定されていたが、株式市況の低迷により延期されていたものである。

放出価格は11月28日に決定され、個人投資家向けが一株390フラン^(注17)、機関投資家向けが400フランに設定された。

FTでは同時に5%（総額200億フラン）の増資も実施し、増資分のうち半分はワラント債で、現在の株主に無償で配布され、残りは5年間の転換社債で機関投資家向けに発行される。

フランス政府の持株比率は今回の放出および増資により現在の75%から62%に低下するが、同政府は今後、これ以上比率を下げる予定はないとしている^(注18)。

<ドイツテレコムとの連携>

12月1日、FTとDTはかねてから計画していたそれぞれの株式2%の相互持ち合いを実現し、長期的な提携関係を締結したと発表した。

それによると、DTはFT株式20,492,292株をフランス政府から買い取り、またFT側もDT株54,874,000株をDT株主のKfW（Kreditanstalt für Wiederaufbau）から買収した。FTは先の第二次株式放出による収入から82億フランをこの買収資金に充てている。

また同日、両社は折半出資により共同研究開発事業のための合弁会社を米国のシリコンバレーに設立したと発表した。新会社の名前は「ThinkOne」で、インターネット、マルチメディア、データ通信、無線技術等の分野のソフトウェア開発等を主要業務とする。FTとDTの持つ研究開発技術を活かすだけでなく、シリコンバレーにある他の企業との協力も進めていきたいとしている。

FTとDTはグローバルワン以外で既にイタリアのWind、英国のMetroHoldings、スイスのMultilinkに共同で出資しており、また双方の会長が互いの役員会のメンバーにもなっている。

<98年度上半期業績>

FTの1998年上半期の総収入は779億4,500万フランで、これは前年同期比約3.5%増であった。

サービス別の収入内訳は表1のとおりである。

(注17)
1仏フラン=約21.6円

(注18)
FTの政府持株比率は過半数以上を維持することが1996年のフランステレコム法により定められている。





表1：フランステレコム1998年度上期サービス別収入内訳

(単位：百万フラン)

サービス	1998年度上半期	1997年度上半期	前年同期比 (%)
固定電話	46,299	49,017	5.5
移動体通信	10,688	7,235	47.7
専用線・データ伝送	7,471	6,587	13.4
機器販売・レンタル	3,824	3,649	4.8
情報処理サービス	3,491	3,335	4.7
放送・ケーブルTV	4,127	3,492	18.2
その他	2,045	2,029	0.8
TOTAL	77,945	75,344	3.5

<出典> フランステレコム・プレスリリース (8.13)

固定電話の通信トラフィックはインターネットの普及等により増えている（前年同期比7.4%増）のだが、1997年3月と10月の2度にわたる料金値下げの影響により固定電話収入自体は減少している。

全体の収入増は携帯電話の伸びによるところが大きい。FTの携帯電話子会社「イチネリス」のGSMサービス加入者は1年間でほぼ倍に増え、98年6月末現在、388万人になった。

「情報処理サービス」は主にインターネット接続サービス「Wanadoo」で、Wanadooの加入者も年間で約6倍と飛躍的に増加している。なお、下半期に入ってから加入者は順調に増え続けており、9月半ば時点で加入者数は約33万2千人、年末までには40万人の大台を達成できるとFTは見ている。ちなみにFTのライバルのセジュテルが出資しているAOLフランスの加入者も30万人台と見られる。

<今後の戦略>

料金競争の激化により固定電話収入は今後も減少傾向が続くと見られ、そこでFTは99年以降の事業戦略として、国際展開の強化と携帯電話事業を主要な柱に据えている。

特に国際戦略についてFTは、周辺のEU諸国のセルラー事業者を中心に隣接する国々にはほとんどすべて進出を果たしている。今後は各投資先の企業を固定/セルラー/マルチメディアのすべての分野で既存事業者に対抗し得る総合通信事業者に発展させていくねらいであり、そのためにCATV会社やインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) 等の買収も進めている。最近では10月にデンマーク、ベルギー、オランダでISPを買収している。

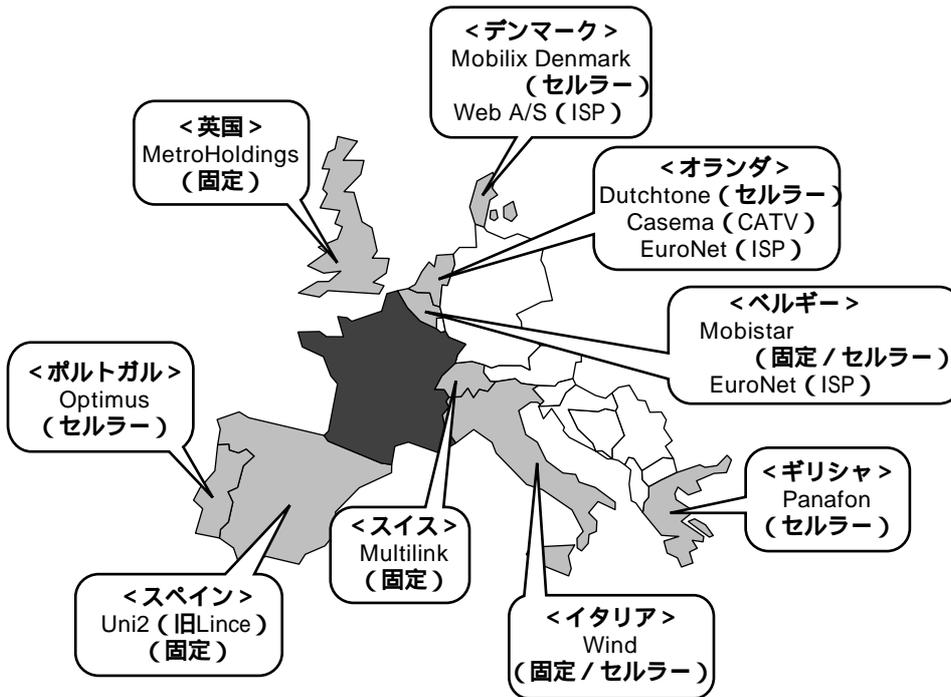
FTとドイツテレコム (DT) スプリントの3社が設立したグローバルワンの業績は苦戦が続いており、当初1999年か2000年に収支均衡が見込まれていたのは2001年まで遠ざかる見通しだが、FTのミシェル・ボン会長は、今後DTおよびグローバルワンとの連携により、2006年には総収入の3分の1をフランス国外事業から得られるようにしたいと考えて、そのために毎年100億フラン近い額の投資を計画していると述べている。現在、FTの収入に国外事業が占める割合は8-9%ほどである。





< 出典 > Financial Times (11.30/11.9/10.29)、Communications Week International (11.23、11.2)
 各社ホームページおよびプレスリリース他

図 フランステレコムの主な欧州投資先



COMMENT

本年1月、フランスの電話市場の競争が始まって約1年が経過した現在でも、フランステレコムの地位に大きな揺るぎはなく、新規事業者側はなかなか苦戦を強いられているようである。フランステレコムに並ぶ有力な新規事業者として期待されていたセジュテルと9テレコムだが、セジュテルの活動がやや目立っているものの、ブイーグとテレコムイタリアによる9テレコムはかなり出遅れている状況である。

9テレコムは株主のブイーグ・グループの経営陣の中で通信事業の将来をめぐる意見の対立があり、明確なサービス戦略を出せずにいた。10月末、もう一方の株主であるテレコムイタリアがブイーグから大幅に株式を譲り受け、9テレコムの経営権を掌握した。同時に、9テレコムのグループ内部の組織再編も行われ、持株会社の9 Telecom S.A.と、事業子会社の9 Telecom Reseau (ネットワーク) 9 Telecom Grand Public (コンシューマ向けサービス) 9 Telecom Enterprises (企業向けサービス)の3社を統合する計画である。また、9 Telecom Grand Publicに参加していたドイツのフェーバは撤退する模様である。これでテレコムイタリアの支配体制が確立したことにより、早期のサービス開始が期待されるが、テレコムイタリアではサービス開始は来年初め頃になると述べている。

一方、FTに匹敵する総合通信事業者を目指しているセジュテルは、その戦略ゆえにかえってFTのミニチュア版ようになっており、料金面以外でFTとの違いを消費者にアピールできないのが弱みになっていると言われる。



KDD RESEARCH



(注19)

百貨店のプラントンを主力業務にバラエティストア、通信販売、クレジットカード事業などを営む大手流通グループ。

(注20)

フランス以外に米国、イタリア、スペイン、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、台湾、マレーシア等14カ国で大小のスーパーマーケット・チェーンを経営。

11月現在、フランスでは大小織り混ぜ40社以上の企業が通信事業免許（ネットワークおよび電話サービス）を取得しており（表2参照）市場のプレーヤーは増え続けている。その中で目立つのはセジュテルや9テレコムのような固定から移動体まであらゆるサービスを扱う総合通信事業者よりも、電話カード・サービス等を提供する小規模な事業者の増加である。この分野では大手スーパーのオーシャンが今年1月から同社のカード会員向けに割引電話サービスを開始したのを皮切りに、ピノー・プラントン・グループ^(注19)、カルフルール^(注20)と、大手流通企業の参入が相次いでいるが、仏通信規制当局ARTが今年7月にまとめた調査報告書によると、フランスでは20社から37種類のコーリングカードが発行されているという。

(近藤 麻美)

表2 フランス新規事業者免許の発行状況

(1998年11月18日現在)

事業者名	免許	事業者識別番号	備考
9 Télécom Réseau	L33-1 + L34-1	9	ブイーグ、テレコムイタリア、フェーバによる合併。
A Télécom	L33-1 + L34-1	1626	
AXS Télécom	L33-1 + L34-1	1616	英国企業
Belgacom Télécom	L33-1 + L34-1	1659	98年5月にEspadon Telecomと合併。
Cable and WirelessFrance	L33-1 + L34-1	1629	
Cegetel Enterprises	L33-1 + L34-1	--	
Colt Telecommunications	L33-1 + L34-1	1690	英国系企業。フランス以外にドイツ、ベルギー、イタリアを含む欧州7カ国で免許を取得し、汎欧州ネットワークを建設中。
Econophone	L34-1	1696	コーリングカードサービス大手
Esprit Télécom	L33-1 + L34-1	6	
First Telecom France SA	L34-1	1639	英国企業。Sirisと提携
FirstMark Communications France	L33-1 + L34-1	--	
France Télécom	L33-1 + L34-1	8	
Géolink	L33-1 + L34-1	1611	
Golden Line Tech.	L34-1	1670	コーリングカードサービスを提供
Graptel	L34-1	--	
Hermes Europe Railtel	L33-1	--	通信会社にネットワークを賃貸するキャリアーズ・キャリア。
Infotel	L33-1	1617	
Interoute Communications	L34-1	1620	
France			
Iridium Italia Spa	L33-1 + L34-1	--	衛星携帯電話サービス
KDD France	L34-1	1682	1998年9月29日免許取得。11月から企業向けに国内・国際電話サービスを開始。99年から個人・家庭向けサービスも開始予定。



KDD RESEARCH



Kertel	L33-1 + L34-1	1630	ビノー・プランタン・グループ子会社
LDI Telecom	L34-1	1688	
Médiaréseaux Marne	L33-1 + L34-1	--	
MFS Communication (WorldCom)	L33-1 + L34-1	1618	
Mobicom S.A.	L34-1	--	
NETs SA	L33-1	--	
Omnicom	L33-1 + L34-1	5	再販事業者Debitelと提携
Phone Systems & Networks	L34-1	1677	
Primus	L34-1	1656	米国、カナダ、英国、オーストラリアで長距離電話サービスを提供しているPrimus Telecommunicationsの仏子会社。
Prosodie	L34-1	1601	
RSL Com France	L33-1 + L34-1	1661	米国系企業。本年10月からインターネット電話サービスを開始。
Saint-Martin Téléphone	L33-1 + L34-1 + L34-3	--	
Siris	L33-1 + L34-1	2	ユニソース子会社
Suez-Lyonnaise Telecom	L33-1 + L34-1	1612	商標Lyonnaise Cable。CATV回線を利用した通信サービスを提供。
Telcité(RATP)	L33-1	--	パリ都市交通公社
Tele2	L33-1 + L34-1	4	スウェーデン企業
Télécom Développement	L33-1 + L34-1	7	Cegetelと仏国鉄SNCFによる合併会社。
Télécontinent	L33-1 + L34-1	1633	
Teleglobe France	L34-1	1610	カナダTeleglobeの仏子会社
Uniglobe SA	L33-1 + L34-1	1660	
Viatel Operations SA	L33-1 + L34-1	1623	米国企業
Western Telecom	L34-1	1655	
WorldXchange	L33-1 + L34-1	1678	

(各種資料によりKDD総研作成)

(表注) フランスの通信事業者免許区分は以下のとおり。

L33-1 : 公衆に対するネットワークの敷設および提供

L34-1 : 公衆に対する電話サービスの提供

L34-3 : 無線周波数を用いるネットワークによる電気通信サービスの提供



KDD RESEARCH



ポーランド

ポーランド政府、TPSA社の株式を15%放出

民営化に着手し、通信インフラの整備や通信事業の改革に取り組むポーランドの現状を紹介し、将来を展望する。

(注21)

国内で売却される放出株(7千万株)のうち、一般投資家へは7割(4,900万株)、機関投資家へは3割(2,100万株)が割り当てられた。

(注22)

株価は、ブックビルディング方式により決定された。本方式は、株式取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで売出価格を決定する方法である。ポーランド政府は、売出価格の下限を14ズロチ(4ドル)、上限を18.5ズロチ(5.4ドル)と提示し、10月19日から11月6日までポーランド国内で株式の公募を行い、売出価格を決定した。

(注23)

TPSAは、ワルシャワ証券取引所への上場と同時に、ロンドン証券取引所に国際預託証券(Global Depositary Receipt, GDR)を上場した。GDRはいつでも自由に株式と交換できる証券で、ロンドン証券取引所のGDR市場には、新興国の企業を中心に約90社が上場している。新興国の企業が民営化などで株式を公開する場合、まず自国の証券取引所に上場するが、中・東欧や南米などの証券取引所は規模が小さく、新規の資金調達に難しい。そのため、ロンドンでGDRを上場し、国際的な投資資金の還流を期待する新興国の企業は多い。ポーランド政府は、今回外国で放出したTPSA株式の10%に相当するGDRに加え、さらに10%相当のGDRを発行する権利を有している。



KDD RESEARCH

1. TPSAの第一次株式放出

ポーランド政府は、政府が100%株式(14億株)を保有する、テレコムニカシア・ポルスカ(ポーランドテレコム株式会社、Telekomunikacja Polska SA、TPSA)社の株式15%(2億1千万株)を放出した。放出株の三分の一に当たる7千万株(全株式の5%)は国内(注21)に、三分の二に当たる1億4千万株(全株式の10%)は外国に割り当てられた。株式の売出価格は11月7日に、一株当たり15.2ズロチ(4.4ドル)に決定された(注22)。株式は、11月18日にワルシャワ証券取引所に上場され(注23)、上場日のTPSAの終値は、売出価格から11.2%高い16.9ズロチ(4.9ドル)で予想以上の高値となった。

同株式市場は、本年8月のロシア通貨危機以降、投資家の新興諸国離れの影響を受けて市況が停滞しており、TPSA株式の第一次放出を懸念する動きがあった(注24)。しかしポーランド政府は、今回の放出が成功すれば、東欧を含めた新興諸国へ資金を呼び戻す好機になると判断し、第一次放出を実施した(注25)。

2. ポーランドの電気通信の概況

TPSAは、1992年、ポーランド電気通信庁(Polish Post Telephone and Telegraph)から分離、政府保有の株式会社として設立され、国内長距離および国際通信について独占権が同社に与えられた。一方、市内通信については、通信インフラの整備を促進するために競争が導入された(注26)。ポーランド通信省(Ministry of Communications)は、市内通信事業に対する免許をこれまでに83件交付し、97年末において35の事業者が実際に市内サービスを提供している(注27)。しかし、新規事業者とTPSAとの相互接続の交渉が難航したこと等の影響により、市内サービスに占める新規事業者のシェアはまだわずか2%であり、市内サービスにおいてもTPSAのほぼ独占状態が続いている(注28)。TPSAの97年度の純利益は9億8,800万ズロチ(2億7,800万ドル)であり、98年9月現在(9か月)の純利益は7億1,300万ズロチ(2億0,560万ドル)である。

ポーランドの電話普及率は97年末において19.7%であり、ヨーロッパ諸国ではアルバニアに次ぐ低普及率である(注29)。ポーランドは電話普及率を2000年を目途に40%とすることを目標にしている。その達成のためには今後800万回線(注30)を新たに設置する必要があり、その費用は100億ドルと見積られている。さらに、



2000年までに、市内交換機の8割をデジタル式に置換するほか、通話の全自動化を実現させる計画である。

このようなインフラ整備は、これまでTPSAの巨大な官僚組織により実現を阻まれてきたと言われている。TPSAには、10の地方支社があり、様々なレベルで中央の管理下に置かれていて、自主的な事業運営は認められていないが、一方で、課金システムは地方ごとに構築されているなど、組織運営の効率性に欠ける面がある。また、従業員数も7万人を超えており、余剰感がある。このため、TPSAを民営化することにより組織改革を進める必要があった。今回の株式放出にはこのような背景があった。

また、国有企業の民営化は国庫に株式の売却益をもたらすが、今回のTPSAの第一次株式放出より、ポーランド政府は10億ドルを超える売却益を得ることになる。しかし、今回の売却益は、通信インフラの整備には割り当てられず、ポーランドの年金改革、政府の未払債務や公務員の未払賃金あるいは鉱山事業の再編のための財源に充当される。このため、TPSAは通信インフラ整備の資金調達に向けて、近く5億から10億ドルの外貨建て債券を発行すると伝えられている^(注31)。

< 出典 > Financial Times (11.27、11.19、11.9、10.27、10.6他) Total Telecom (10.23、10.19、9.25他)
Telecom Market Report (11.20) 週刊欧州レポート (10.16、10.9) 他

◎ COMMENT

ポーランド政府は、1999年に35%までのTPSA株式を外国の戦略的パートナーに売却する方針である^(注32)。戦略的パートナーとしては、フランス・テレコム^(注33)やドイツ・テレコム、BT等主だった事業者の名前があがっており、最終的にどの事業者と提携するかは明らかではない。しかしどの事業者と提携するにせよ、上述のような問題点を抱えるTPSAの本格的な変革は、戦略的パートナーの経営参加まで待たなければならない、というのが大方の見解である。

また、ポーランドは世界貿易機関(WTO)の自由化約束表において、主要サービスの自由化を2002年まで留保しているが、ポーランド政府は、99年に国内長距離通信について、TPSAの独占権を廃して競争を導入する計画である。国際通信についてはTPSAの独占権は2002年末までに終了する。国内長距離については、ポーランド国内の鉄道会社や電力会社が既設の自社網を利用して参入する計画や政府が外国資本に進出を呼びかけるとも伝えられており、99年内に競争が開始されるものと予想される。

内部環境と外部環境の変化にさらされるTPSAのこれからの経営とともに、TPSAも含めたポーランド通信全体の動向、通信インフラ整備の進展に関心が集まっている。

(木庭 治夫)

(注24)

ポーランド政府は、ポーランド経済はロシアとは比較できないほど均衡がとれているうえ、ポーランドの輸出に占めるロシアの割合はわずか8%であることを指摘し、ロシア経済危機がポーランド経済に与える影響は小さいと主張してきた。しかし、ワルシャワ株式市場はロシア経済危機以降値下がりし、3か月で同市場のベンチマークの指数が35%下落した。今回の株式放出時に、TPSAの資産総額は68億米ドルと見積られたが、ロシア通貨危機以前には、100億米ドルと見積られており、かなりの評価損が認められる。

(注25)

TPSAの上場により、同社はワルシャワ証券取引所で最大の銘柄となり、同取引所上場株全体の時価総額200億ドルの43%を占めている。なお、TPSA上場日の同取引所の平均株価は1%下落したが、TPSAの上場は、ワルシャワの株式市場活況のための好材料になることが期待されている。

(注26)

ポーランドでは、通信事業への外資の参入は49%まで認められているが、市内通信については、外資規制が撤廃され、100%外資による参入が認められている。



KDD RESEARCH



(注27)

地域事業者としては、Netia Telecomが最大手で、11地域において各自治体との提携により設立された事業会社を通じてサービスを提供し、98年現在で総加入者数は12万5千加入である。同社は今後6億ドルを投下してネットワークを整備し2000年末までに総加入者数を80万加入にまで増加させる計画である。同社の株主構成は、RP Telecom（ポーランド）が75%、スウェーデンの通信事業者テリア（Telia）が25%および欧州復興開発銀行（EBRD）が10%である。なお、RP Telecomは、1990年に現地企業の合併により設立された民間事業者で、その後のDanker Investments（イスラエル）等の外資系投資機関も出資した。1997年には日商岩井（日本）が同社の株式11.6%を取得した。

(注28)

ポーランドでは、セルラー電話事業にも競争が導入され、PTK Centertel、Polska Telefonia Cyfrowa、Polkomtelの3社がサービスを提供している。

(注29)

ポーランドの電話普及率を地域別にみると、ワルシャワは38.2%と普及してきているが、その他の地方は7.8%と低い。96年時点では、およそ2,000村落にまだ加入電話設備がなかったが、TPSAは97年までにすべての村落で電話が利用できるようにする目標をたて、電話の普及に努めてきた。なお、チェコやハンガリーでは、電話普及率が25%に達している。また、西ヨーロッパ諸国の平均は50%である。

(注30)

TPSAは、現在、200万回線の積滞を抱えていると伝えられている。



KDD RESEARCH

フィリピン

PLDTの経営権をインドネシア系香港企業のFirst Pacific社が掌握

フィリピン最大の電気通信事業者であるPLDT（Philippine Long Distance Telephone Company）の経営権を1998年11月24日、First Pacific社が掌握した。今後、業界再編が外資主導で進む可能性もある。

1. 買収劇の発端

マルコス政権終焉後の政権であるアキノ政権時代、コファンコ（Cojuangco）家が所有していたPLDT株式を政府はマルコス資産の一部とみなし、これを差し押さえた。他方、1998年9月、最高裁判所はこの差し押さえが無効であるとの判決を下し、政府差し押さえ分は返還される予定となった^(注34)。

注34にあるように、政府差し押さえ株式の売却の噂が発端となり、インドネシア系香港企業であるFirst Pacific社^(注35)、英国のC&W Plc.、スペインのテレフォニカ、米国のアメリカン・インシュアランス・グループ（AIG）等の企業がPLDT買収に向けて動き始めたとされる。もっともその背景には、以下のような基本的分析があるであろう。

- ・昨今のアジアの通貨経済危機にあつて、電気通信産業は今後の経済状況を下支える有望産業と考えられ、事実、PLDTの1998年1月～9月の3四半期経営状況は、前年同期比で35%の増益（約50億ペソから70億ペソへ。11月25日現在、1ペソ=3.23円）となっている。
- ・40%の外資規制維持、国際単純再販を含む再販は自由化せずとの制限がついたものの、1998年1月1日発効のWTO基本電気通信合意にフィリピンが積極的にコミットしたことは、今後の電気通信産業の自由化、開放に向けた同国の基本姿勢として評価できる。

2. 経緯

こうした状況下、PLDT社長（First Pacificによる経営権掌握直前）のAntonio Cojuangco氏（コファンコ家）は、マルコス家を含む他の投資家にPLDTの経営権を掌握されることを危惧し、1998年9月に第3者割当増資を役員会決定したが、証券登録委員会の認可が得られず実現しなかった。また、コファンコ家内部でもPLDT会長職を巡る争いがあり、ファミリーが一枚岩ではなかった。

これらを受け、Antonio Cojuangco氏はPLDT経営の主導権維持が難しいと判断



した模様で、有利な条件で所有株式を売却する考えに潮流を180度変えたものと想像される。

一方、マルコス家と米国AIGと組んでPLDT買収の動きを見せていたテレフォニカは、マルコス家の大言壮語に不信感を持ったと言われ、10月、買収を断念した^(注36)。

最終的には、政府所有株26%のからみとは別なところで水面下の活動を進めていた First Pacific 社が、1998年11月24日のPLDT取締役会決議により、PLDTの経営権掌握に成功した^(注37)。

3. 賛否両論

First Pacific 社によるPLDTの経営権掌握は、以下の状況を現出することとなったが、新経営陣はPLDT、Smart、Piltelの統合による合理化、シナジー獲得を視野に入れ始めた。当然のことながらFirst Pacific 社によるPLDTの経営権掌握にまつわる動きに賛否両論が出ている。

- PLDTは現在170万回線の地上固定電話加入者線（シェア70%）を運営している一方、First Pacific 社傘下のセルラー事業者 Smart^(注38)は77万の加入者を持ち（シェア70%）、フィリピン最大の移動体通信事業者である。加えて、PLDTの子会社であるPiltel（Pilipino Telephone Corp.）はフィリピン第2の移動体通信事業者（シェア20%）である。このほど新PLDT経営陣はPiltel社トップの交代を実施した。
- First Pacific 社は今般、NTTのSmart社出資率を現行の15%から40%へ引き上げることを検討する旨の覚え書きをNTTと交わしたが、First Pacific 社はこの実現を見た後、1999年の早い時期にPLDTにSmart社を吸収合併させ（規制機関等の認可を要する）PLDTの経営権強化を更に図る意向である。

(1) 推進陣営

Antonio Conjuangco 氏を筆頭とするPLDT新経営陣は当然のことながら、Estrada大統領も推進陣営側に属する。推進陣営の主張点は以下のとおりである。

- フィリピンの固定電話の対人口普及率は現行3.3%で240万の電話加入回線があるに過ぎないが、今後10年間で1,000万回線の敷設が予想される。この潜在マーケットの顕在化に、First Pacific 社の折り紙付きの財務規律やその透明性、国際標準的な企業行動といったものが寄与する。それはSmart社の立ち上げ、成功で実証されている。
- PLDTは計画性や調達行動を改善する余地が多く、これを実施することによりローコスト・ネットワークを実現できる。

(注31)

米国の格付け会社スタンダード・アンド・プアーズ社は、外貨建て債券についてTPSAを「BBB」と格付けている。

(注32)

東欧諸国においてはすでに、ハンガリーの国営通信事業者であったMatevが、ドイツ・テレコムとアメリカテックのコンソーシアムに戦略的パートナーとして同社の株式67%を売却しているほか、チェコのSPTも、KPN（オランダ）とスイスCOMのコンソーシアムに同社の株式27%を売却している。

(注33)

フランス・テレコムは、セルラー電話においてすでにTPSAと提携関係にあり、TPSA本体への資本参加にも関心を示していると言われている。

(注34)

法治主義的には返還されるのが筋であろうが、Estrada大統領は最高裁判決後も政府所有を主張した。こうした中、政府が当該株式を公開入札で売却するつもりであるとの噂がたった後、実際、大統領は10月末突然、政府所有株26%（議決権割合と思われる）のうち15%を外国企業に売却すると発表した。なお、最高裁判決後、コファンコ家とマルコス家の間では当該株式所有を巡って対立が生じ、いまだ両者間での決着はついていない。

(注35)

First Pacific社は、インドネシア最大のビジネスグループであるSalim Group（サリム財閥）の傘下にある在香港の持株会社であり、有望な複数の業界に出資している。フィリピンでの持株会社としてMetro Pacific社を所有する。



KDD RESEARCH



(注36)

米国AIGは、電気通信事業者であるテレフォニカが戦略パートナーとなることを共同買収の条件にしていたため、これでAIGとマルコス家との協力関係は解消されたとの見方が一般的である。

(注37)

First Pacific社は、PLDT社長のAntonio Cojuangco氏と、同氏所有の9.8%、社会保障機関(SSS)所有の15%、米国キャピタル・リサーチ所有の10%を買収する交渉を成功裡に進めていた。そして最終的に、297億ペソ(7億4,900万USD)分のPLDT株式(価額割合にして17.2%相当、議決権割合にして27.4%相当)を取得した。新社長兼CEOには、First Pacific社のManaging DirectorであるManuel Pangilinan氏が選出されるとともに、これまでの社長Antonio Cojuangco氏は会長に選出された。また、ボードメンバー11人のうち、合計6人(Antonio Cojuangco氏を含む)が入れ替えとなった。

(注38)

First Pacific社とそのフィリピン・ユニットであるMetro Pacific社とで、Smart社株の約65%を所有している。

(注39)

独占禁止法案は以前、上院議員Juan Ponce Enrile氏によって議会に提出されたことがあったが、フィリピン国家としてまだ法律化されていない。

- PLDTのこれまでの姿勢を180度改め、新経営陣のもとで他事業者との相互接続を積極的に推進することにより、PLDTの信頼性が増し、収益増加につながる。
- PLDTとSmartを結合することで、消費者ニーズにより合致する新サービスや新しい価格体系を提供できる。

(2) 反対陣営

政策機関である運輸通信省(DOTC: Department of Transportation and Communications)および規制機関の国家通信委員会(NTC: National Telecommunications Commission)、すなわち政府部門が反対陣営となっている。

運輸通信省の通信担当次官であるJosefina Lichauco氏は、以下を言明している。

- 政府部門が望む合併があるとすれば、それは中小の新キャリア間の合併(PLDTへの対抗勢力化)であり、今回の動きは、政府の自由化努力、独占排除努力に悪影響を及ぼすものである。今まさに求められるものは、独占禁止法(Anti-trust law)の成立である(注39)。
- 業績好調なPLDTのタリフ・リバランス・スキームを見直すべきである。

また、NTC委員長のPonciano Cruz氏は以下を述べている。

- 委員会としては、ありうる統合そのものを阻止することはできないが、独占の弊害を阻止する手立てを導入する。
- 通信料金については消費者重視が根幹であり、値上げに関してははしかるべき根拠がないと認めない。

<出典> KDD マニラ事務所調査(11.27)、MAINICHI DAILY NEWS(11.27)、日本経済新聞(11.30 朝刊)

COMMENT

First Pacific社がPLDTの最大株主となり、同社のフィリピン・ユニットであるMetro Pacific社とともにSmart社の過半数の株を所有するからには、フィリピン電気通信業界に対する外資の影響が決定的となったと言える。

First Pacific社は一時米国のILECであるSBC(Southwestern Bell Corp.)とのPLDT共同買収を噂されたこともあったが、現在は日本のNTTへの接近が顕在化している。事実NTTは前述のごとく、Smart社へのNTT出資率を現在の15%から40%に引き上げる検討を行うとの覚書をFirst Pacific社との間で交わした。通信の専門家ではないFirst Pacific社は、NTTのほか米国の地域電話会社も提携の候補先と考えており、加入者へのアクセスパイプの構築運営やそのマルチメディア時代に向けた高度化に関わる技術、経験を持つキャリアが対象となっているようにも思われる。

フィリピンは歴史的に見て外国(特にスペイン、米国)の空気を旺盛に吸い込んできた国であるが、今後の政府による独占封じ込めの動静に関わりなく、同国の電気通信業界が日本を含む外資の経営手法の影響をより強く受ける時代に入ったこと



KDD RESEARCH



は確かであり、外資主導での業界再編も考えられる。

(河村 公一郎)

PLDTの接続料問題で事業者が規制機関に圧力

フィリピン最大の通信事業者であるPLDTの経営権を巡って騒がしい動き(インドネシアのSalimグループの在港持株会社First Pacific社による経営権掌握に足る株式取得の動き)があるなか、数多くの事業者が存在するフィリピンにおいては、接続料の円滑な合意が通信の発展に欠かせない。接続料問題の今後が注目される。

(河村 公一郎)

事業者達^(注40)はフィリピン事業者協会(Telephone Operators of the Philippines)等も通じて、PLDTおよび国家通信委員会(NTC: National Telecommunications Commission)に対して、接続料問題に関してより積極的な行動を取るようロビー活動を続けている。その理由として、PLDTの接続料が法外に高いことと、接続の実施に時間がかかり過ぎることをあげている^(注41)。

Digital Communications社の顧問弁護士(William Pamintuan氏)がNTCに対して、事業者がPLDTと行う接続料交渉のあらゆる場面に同席すること、また、Bayantel社の副社長(Primitivo Penaranda氏)がNTCを法によって一層強化することを求めたのに対し、NTC委員長のPonciano Cruz氏はNTCのイニシャチブに関して積極的な発言を行った^(注42)。接続問題を巡る今後の動きが注目される。

<出典> Telenews Asia (10.8)、KDD マニラ事務所調査(11.25)、Philippine Daily Inquirer (11.25)

(注40)

国内固定網事業者としては、民間資本系、公的資本系の合計として74社、国際固定網事業者としては11社、移動体事業者としては5社存在する。

(注41)

例えばGlobe Telecom社は、年間10億ペソ以上の接続料をPLDTに支払っており、これは同社の総収入のおよそ20%に相当するという。また、接続実施の規則上のリードタイムは現在90日であるが、これが遵守されていない。また、PLDTは相互接続にあたって、接続相手にその顧客数の開示を求めるといふ。

9月末のあるフォーラムの場では、事業者がPLDTを強くなじる場面もあった。事業者協会側は、接続用トランク毎に800ペソ/月、国際呼の取扱毎に0.3USドル/分である接続料を、それぞれ400ペソ/月、0.2USドル/分とすることが当面の目標である。1ペソ=3.23円(1998/11/25) 1USドル=122.15円(同)

(注42)

同氏は、接続料問題は規制当局が直面する最も重要な問題であると認めた上で、多くの事業者や業界組織から出されている接続料に関する勧告内容を鋭意消化中であり、キャリア間の接続問題に指令を出すよう求められた場合にNTCが発出するであろうモデルを策定中であることを明らかにした。また、免税期間(Tax holidays)の設定といった、事業者間の相互接続行動を刺激するようなマーケット指向の施策実現に向けて作業することを約した。



KDD RESEARCH

『アウトソーシングビジネス』をキーワードに人材ビジネス分野で躍進する

∞ KDDテレサーブ



私たちが
うかがいます

人材派遣サービス

電話通訳・翻訳サービス

ダイレクトメールサービス

総務・経理サービス

人材派遣・アウトソーシングならおまかせ下さい。

お問い合わせは：株式会社ケイディディテレサーブ

本社：〒163-8548 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDビルアネックス
大阪支店：〒541-0051 大阪市中央区備後町1-5-2 KDD備後町ビル
名古屋支店：〒460-0008 名古屋市中区錦1-18-33 KDD名古屋ビル

TEL(03)3347-9201 FAX(03)3347-9208
TEL(06)202-4151 FAX(06)202-4160
TEL(052)212-3586 FAX(052)212-3539

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1998 December

事務所移転のご案内

本年12月21日(月)に、当社は下記に事務所を移転致しましたので、ご案内申し上げます。

記

移転先：〒163-8550
東京都新宿区西新宿2-3-3
KDDビルアネックス 4F
新電話番号：03-3347-9139

ファクシミリ番号は従来通りです。
今後ともご愛顧のほどお願い申し上げます。

株式会社ケイディディ 総研
テレコム調査部

発行日 1998年12月20日
発行人 景山 正
編集人 安道 幸一郎
発行所 株式会社 KDD総研
〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDビルアネックス4F
TEL. 03(3347)9139 FAX. 03(5381)7017
年間購読料 30,000円(消費税等・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD Europe Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD TELECOMET Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD TELECOMET H.K. LTD.

Unti 2901, 29/F Hong Telecom Tower

Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong

Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338